

第13回西和賀町議会定例会

令和3年6月9日（水）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

ただいまから第13回西和賀町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、印刷配付のとおりであります。

なお、コロナウイルス感染症予防対策のため、適宜休憩を取りながら議場の換気を行うこととします。

直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、3番、柳沢安雄君、6番、高橋輝彦君、以上2名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてお諮りをいたします。開会に先立ちまして、議会運営委員会において協議を行っておりますが、本定例会の会期は本日から6月11日までの3日間にしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から6月11日までの3日間に決定しました。

次に、日程第3、諸報告を行います。3月定例会から本定例会までの議会の行動日程については、印刷をもって配付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

また、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、町監査委員より例月出納検査の報告を受けており、その写しをお手元に配付しております。

なお、本定例会までの間に受理した請願・陳情は、請願・陳情第17号 公務・公共サービスの拡充を求める陳情書の新規1件であります。その取扱いについて議会運営委員会に諮り、審議をした結果、参考配付とすることにしましたので、ご報告いたします。

本日の定例会に出席を求めました細井町長並びに柿崎教育長より、次のとおり説明員として地方自治法第121条の規定による説明委任をした旨の通知があったので、これを受理しました。その職氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長 朗読いたします。

最初に、細井町長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。副町長、高橋一夫。会計管理者兼税務課長、宇都宮清美。総務課長、高橋三智昭。企画課長、吉田博樹。ふるさと振興課長、真壁一男。町民課長、小松重貴。健康福祉課長、新田由香里。農業振興課長兼農業委員会事務局長、泉川道浩。林業振興課長兼6次産業推進監、菊池輝昌。観光商工課長、佐藤太郎。建設課長、高橋光世。上下水道課長、小林英介。病院事務長、東清彦。なお、農業委員会事務局長にあつては、町長より囑託を受けた者として出席するものであります。

次に、柿崎教育長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。学務課長、照井哲。生涯学習課長、柳沢里美。

以上であります。

議長 ここで、細井町長より行政報告のための発言を求められております。この際これを許します。

細井町長。

町長 おはようございます。6月定例会、よろ

しくお願いを申し上げます。

私から、4項目について行政報告を申し上げたいと思います。

最初に、損害賠償に係る専決処分について報告します。1件目は、本年1月22日、町営猿橋団地において、町の委託を受けた業者の作業員が町営住宅の雪下ろし作業を行っていた際、誤って雪の塊を落下させたことによる車両の損害について、相手方からの請求額の確定通知を受け、話合いが調い、議会の委任による専決処分を実施いたしました。車両損害事故に伴う町の損害賠償金額は28万8,101円となり、全額を保険金により支払うものであります。

2件目は、昨年12月15日、役場湯田庁舎において、庁舎東側の駐車場に駐車していた車両に庁舎屋上の雪庇が落下したことによる車両の損害について、相手方からの請求額の確定通知を受けて話合いが調い、議会の委任による専決処分を実施いたしました。車両損害事故に伴う町の損害賠償金額は13万5,419円となり、全額を保険金により支払うものであります。

3件目は、本年1月27日、槻沢温泉砂ゆっこ駐車場内において、駐車していた施設利用客の車に屋根の雪が落下したことによる車両の損害について、相手方からの請求額の確定通知を受けて話合いが調い、議会の委任による専決処分を実施いたしました。車両損害事故に伴う町の損害賠償金額は63万3,357円となり、全額を保険金により支払うものであります。

4件目は、昨年8月11日、川舟保育所駐車場内において、園児の送迎の際に当該駐車場にかけているチェーンに足が引っかかり、転倒し、両膝にけがを負ったことによる損害について、相手方からの請求額の確定通知を受けて話合いが調い、議会の委任による専決処分を実施いたしました。町の損害賠償額は2万円となり、全額を保険金により支払うものであります。

詳細につきましては、議会宛ての報告書に記載しておりますので省かせていただきますが、

施設の適正管理や安全確認の不足等であることから注意を行い、その後の事故防止に努めてきたところであります。

続いて、新型コロナウイルス感染症への対応について報告します。政府が1月7日に首都圏の1都3県を対象とし発令した新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が3月21日で解除されましたが、国内の感染状況等を踏まえて、4月1日に2府1県を対象にまん延防止等重点措置が発令されました。その後関西圏での変異株の感染が進み、首都圏等においても変異株の割合が上昇し、感染拡大の継続や急拡大が懸念される状況を踏まえ、4月23日、1都2府1県を対象に3度目の緊急事態宣言が発令されました。国内の感染状況等により、対象区域の追加、解除や、対象期間の延長の措置があり、現在は緊急事態宣言の対象区域は10都道府県で、対象期間は6月20日まで延長、またまん延防止等重点措置の対象区域は8県で、対象期間は6月20日まで延長されております。

町では、緊急事態宣言の発令を受け、4月26日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条の規定により、西和賀町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、県内の感染状況や県の感染防止対策の取組について情報を共有し、町の感染予防対策の取組を進めるとともに、町民の皆様には町長メッセージとして、感染予防対策の取組についてご協力をお願いしてきたところであります。

改めて町民の皆様には、感染対策の実施や、慎重かつ冷静な行動を心がけていただいていることに感謝申し上げます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種への対応についてです。町では、4月19日から医療従事者、高齢者施設の入所者等を対象にワクチン接種を始め、その方々についてはワクチン接種を終了しております。65歳以上の方々のワクチン接種については、5月16日から町立西和賀さわうち病院を会場とし、集団接種を始めた

ころであります。これまで4回の接種を実施しておりますが、引き続き毎週日曜日に集団接種を実施し、7月25日には65歳以上の方々のワクチン接種を終了したいと考えております。

集団接種の実施に当たっては、町内の医療機関等の医師や看護師、スタッフ、歯科医師、薬剤師等の皆様にご協力いただいていることに感謝申し上げます。

今後は、64歳以下の方々のワクチン接種に向け、町内の医療機関の先生方と国や県から示された情報を共有しながら、接種体制について協議を進めることとしておりますので、詳細が決まり次第、順次町民の皆様にお知らせしてまいりたいと考えております。

続いて、一般国道107号の通行止めについて報告します。一般国道107号は、5月1日に発生した地震の影響などにより、大石地区の山側のり面に変状が認められたことから、同日夜から全面通行止めの措置が講じられております。道路管理者である岩手県と東日本高速道路株式会社東北支社の迅速な対応によって、5月4日から秋田自動車道の湯田―北上西インター間の無料措置が取られ、現在に至っております。5月10日には、国の専門家による現地調査が行われ、観測体制を構築し、現地の監視を行っていくとともに、変状の原因となっている付近の地滑りの範囲を把握するためのボーリング調査が行われております。

なお、町では、5月26日に天ヶ瀬区の皆様に対する説明会を実施するとともに、5月28日には庁内に西和賀町一般国道107号通行止めに係る対策会議を設置しました。関係機関との情報共有を図りながら、必要な対策を行ってまいりたいと考えております。

続いて、東京2020オリンピック・パラリンピックのホストタウン事業について報告します。東京2020オリンピック・パラリンピックのホストタウン事業として、コートジボワール共和国と大会終了後の交流を予定してりましたが、

新型コロナウイルス感染症の影響により交流事業を見合わせるようになりました。今後については、状況の推移を見守りながら、コートジボワール共和国との交流について検討してまいりたいと考えております。

私から、以上4項目についての行政報告であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。
議長 これでは、以上4項目についての行政報告であります。

次に、日程第4、常任委員会委員の選任についてを行います。

委員会条例第3条第1項の規定により、任期は2年となっております。今回任期満了となっておりますので、常任委員会委員の選任について、これを議題といたします。

委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますが、さきの全員協議会において、それぞれの意見をお聞きしながら、希望等も考慮に入れ、話し合いをしております。これを議長指名ということで諮りたいと思います。

これより事務局長に委員会の委員について、指名した結果を朗読させたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

議長 では、事務局長、よろしく願いいたします。

事務局長 それでは、委員会構成について、議席順で朗読いたします。

最初に、総務教民常任委員会委員は、1番、刈田敏議員、4番、高橋和子議員、7番、深澤重勝議員、9番、早川久衛議員、11番、柿澤繁俊議員、12番、高橋雅一議員であります。

次に、産業建設常任委員会委員は、2番、北村嗣雄議員、3番、柳沢安雄議員、5番、高橋到議員、6番、高橋輝彦議員、8番、高橋宏議員、10番、淀川豊議員であります。

次に、広報編集常任委員会委員は、1番、刈田敏議員、4番、高橋和子議員、6番、高橋輝彦議員、8番、高橋宏議員、11番、柿澤繁俊議

員。

以上であります。

議長 以上、読み上げましたとおりであります
が、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員の選任については、
ただいま読み上げましたとおり決定されました。

続いて、日程第5、議会運営委員会委員の選
任についてを行います。

議会運営委員会の任期も2年となっております
です。したがって、任期満了となっておりますの
で、議会運営委員会委員の選任について、これ
を議題といたします。

これについても、委員会条例第8条第1項の
規定により、議長が会議に諮って指名すること
になっておりますが、先ほどの常任委員会同様、
さきの全員協議会で話し合いをしておりますので、
これを議長指名ということでお諮りいたします。

なお、委員会条例第5条第2項の規定により、
定数は5人となっております。

事務局長より指名した結果を朗読させます。

事務局長 それでは、同じく議席順で朗読いたし
ます。

議会運営委員会委員は、1番、刈田敏議員、
2番、北村嗣雄議員、5番、高橋到議員、10番、
淀川豊議員、11番、柿澤繁俊議員。

以上であります。

議長 以上、読み上げましたとおりであります
が、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、よって議会運営委員会
委員の選任については、ただいま読み上げまし
たとおり決定されました。

続いて、日程第6、委員長、副委員長の互選
結果の報告についてを行います。

委員会条例第9条第2項の規定により、委員
長及び副委員長は、委員会においてこれを互選
することになっております。これにつきまして

も、さきの全員協議会の際に開催した委員会に
おいて、委員長、副委員長の互選を行っており
ます。その結果については、それぞれの委員会
から報告が出ております。

これより総務教民、産業建設、広報編集、議
会運営委員会のそれぞれの委員長、副委員長を
事務局長に朗読させます。

事務局長 朗読いたします。

総務教民常任委員会は、委員長に刈田敏議員、
副委員長に深澤重勝議員。

産業建設常任委員会は、委員長に淀川豊議員、
副委員長に高橋宏議員。

広報編集常任委員会は、委員長に高橋輝彦議
員、副委員長に高橋和子議員。

議会運営委員会は、委員長に高橋到議員、副
委員長に北村嗣雄議員。

以上であります。

議長 以上、読み上げましたとおりであります
が、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、報告のとおり決定されました。

なお、議長は総務教民常任委員会に所属する
ことになっておりますが、慣例に従い、その職
を辞退いたします。

ここで、一般質問に入る前に10時30分まで休
憩いたします。

午前10時20分 休 憩

午前10時30分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

日程第7、一般質問を行います。

一般質問は、質問者の質問時間が30分と制限
があります。制限時間5分前には1鈴、制限時
間には2鈴を鳴らします。時間を厳守して
質問してください。また、質問者及び答弁者は、
それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。
議員におかれましては、通告外の質問はできま
せんので、併せてお願いいたします。

登壇の順序は、開会に先立ち抽せんを行い決

定しております。その順序に従い質問を許します。

最初に、登壇順1番、深澤重勝君の質問を許します。

深澤重勝君。

7番 改めまして、おはようございます。深澤重勝です。6月議会の一般質問でトップバッターであります。

まばゆいばかりの新緑が命の洗濯をしてくれるような、すばらしいこの季節であります。新型コロナウイルス終息の兆しも見えない中、早いと言っていいか、遅いと言っていいか分かりませんが、町内のワクチン接種も、大きなトラブルもなく、順調に進んでいるようであります。医療従事者の皆さんには、改めてそのご労苦に感謝を申し上げながら、質問に入らせていただきます。

質問事項は2点であります。1点目、西和賀町かわまちづくり事業について、2点目は志賀来のクロスカントリーコースの利用についてであります。

1点目、かわまちづくり事業について伺います。これについては、3月議会の予算委員会において、ある一定の議論をいたしました。私は、この計画は十分な検討ではなく、計画を十分に検証しながら取り組んでいただきたいと思います。それに対して町長は、「ご意見ありがとうございます。それから、一応申し上げておきますけれども、かわまちづくり事業については、町のほうから申請している段階で、まだ決定という承認はいただいております。今計画案ということで進めているということがございます。それから、事業については、いろいろ成功もあれば失敗もあるようなことと思っておりますけれども、ただやはり何でもかんでもやればいいということではなくて、今私が進めているのは地域資源にこだわった地域振興でいきましようということですから、一応のベースとなる根拠は持っていきたいと考えているところでござ

います」との答弁がありました。その2週間後の3月26日、北上川ダム統管理事務所所長さんから登録証が手渡されたことと、町長のコメントも含めて新聞報道がありました。

それらのことと庁舎問題でいろいろ言われたこともベースにしながら、町民の方々から内容について聞かれることも多いことから、前段少し長くなりましたけれども、通告のとおり以下について伺いますので、よろしく願います。

なお、答弁者については、大変お恥ずかしい話ですけれども、耳のほうも、聴力のほうも相応に劣化しておりますので、できるだけその辺あたりを配慮していただきながら答弁していただければありがたいというふうに思います。

1番目、西和賀町かわまちづくり計画案が全員協議会で議会説明資料として示されました。この計画案を全て10年程度のスパンで整備するということなのか、まず確認をしたいと思いますが、ご答弁を願いたいと思います。

議長 細井町長。

町長 ただいま議員さんからありました西和賀町かわまちづくり事業関連でございますけれども、ただいまの質問に担当課長のほうから答弁申し上げます。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 おはようございます。よろしく願います。それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

西和賀町かわまちづくり事業につきましては、県内では北上川、中津川を活用する盛岡市、北上川、磐井川を活用する一関市に次いで、3番目の事業として、本年3月19日に西和賀町が国土交通省のかわまちづくり事業に登録となりました。西和賀町の計画がダム湖を活用したかわまちづくり事業として登録されたのは、東北地方では初めてのことです。

ご質問についてお答えする前に、改めて国土交通省が所管するかわまちづくり事業について説明させていただきます。かわまちづくりとは、

地域が持つ資源や地域の創意に富んだ知恵を生かし、地域活性化や観光資源などを目的に、自治体、民間事業者、地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間を形成し、地域のにぎわい創出を目指す取組です。

町では、これまでも地域資源である湯田ダム、錦秋湖に関わる官民連携の取組を実践してまいりました。錦秋湖マラソン、湖水まつり、高総体のボート大会などのイベントや大会、ダム管理者と連携し、貯砂ダムのライトアップやダム放流の湖面活用による観光客誘致など、地域住民と関係者によるビューポイント調査や観光スポットの環境整備、カヌーやSUPなどによる湖面活用、町外の大学生を対象とした水上スキー合宿等の誘致、そしてこれまでの取組が錦秋湖大滝ライトアップの日本夜景遺産やジャパンツーリズムアワード入賞などの評価を受け、これらのことが水辺の新たな魅力の観光スポット化と、町への訪問、滞在の機会を生み出し、誘客や活性化につながる好循環が今日のかわまちづくり事業の登録に結びついたものと考えております。

西和賀町かわまちづくり事業は、錦秋湖周辺に多く点在する魅力的な資源を線的に結び、ネットワークを形成するため、拠点ハード整備やソフト施策を実施し、さらなる地域の活性化を実現するものとして計画したものであります。具体的には、新たな観光集客と滞在時間の延長を図るため、錦秋湖や和賀川へと導き、川の魅力を体験できる空間を整備し、町民が日常的に川の空間を楽しめるよう、まち湯治の場所、地域文化に触れる場所、錦秋景に触れる場所、雪解けの生命を楽しむ場所をつくり、和賀川の様々な魅力資源の価値を次世代に伝えるため、四季折々のイベントを通して、川と関われるような空間をつくるを基本方針とし、4か所の整備エリアを計画したものでございます。

ご質問についてですが、国土交通省との調整

により、おおむね10年程度の事業期間としておりますが、財政事情や用地交渉によっては期間の変更が生じるものと考えております。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 最初に、このかわまちづくり計画を見せていただいたときは、いずれすばらしい計画であるということは疑いもないといえますか、すばらしいものであるということは認める、そのことはそのことであります。

ただ、いろんな面を具体的に進めていく段階で、夢物語のようなこの計画で果たしていいのかなという大きな疑問も湧くわけでありますから、その辺あたりを具体的な内容で聞いていきたいというふうに思いますけれども、今ありました、問題は10年という、この説明ですが、一般的にスパンという言葉を使うのは、技術的な意図のある言葉の表現だなということを私は受けたわけであります。普通10年程度と言えば、はるかかなたということだなと思ってあれなのですけれども、やってみれば、あるいは場合によっては、今課長からありましたように、二、三年、四、五年で済むかもしれませんけれども、そういうときに最初10年と言ったではないかと言っても、これは言葉の整合性が取れるということの使い方だなと、かなりテクニックのある表現の仕方だなということを感じたものですから、ある意味そのことを確認するわけであります。ですから、このことを、当初言ったこの10年程度という、10年という言葉に重きを置いてみるとすれば、今の流れからして、湯本から手がけ、上野々、無地内、天ヶ瀬ということで、天ヶ瀬の棧橋まで行くには、完成するのはおおむね2030年頃で、という解釈でいいかということを確認したいと思いますが、その辺あたりはどうですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、計画期間の10年ということでございま

すけれども、整備箇所を4か所ということで進めるに当たりまして、今議員がおっしゃるとおり、湯本のほうから進めていくような段取りとしております。湯本のほうにつきましては、これまでもまちなか再生事業等でそういう意見のほうも集約もされておりますので、まずスタートはそこからというような形で進めながら、今回登録になりましたのは計画ということで、これからワークショップですとか協議会のほうも重ねていって、詳細の実施内容というものを決めていくということになっておりますので、詳細設計の段階を踏み、その後に施工というようなところで、4か所を順番に進めていくことと考えております。

また、民間の用地買収というところもある箇所もありますので、そういう部分につきましても交渉などもこれからということもあり、あと財政面なども考慮して、10年間という期間を定めて実施したいというふうに考えております。

議長 深澤重勝君。

7番 いずれもおおむね分かりました。受け止めておきたいと思いますが、あとは具体的に通告のとおり聞いていきたいというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

2番目に、説明においては、町の持ち出し分として、概算金額ですが、2億五、六千万円を見込んでいたことではありましたが、それを各エリアごとの予算の概算は幾らぐらいですか、伺いたいと思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

概算費用についてですけれども、整備予定の費用ということで、4地区合計の直接工事費の総額として2億6,000万円というふうに算定しております。

地区ごとの内訳といたしましては、湯本地区が2,700万円、上野々地区8,600万円、無地内地区1億1,300万円、天ヶ瀬地区3,400万円という内訳になっております。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 そうすると、これでおおむね2億五、六千万円になるということですね。電卓なくてあれなのですが。それは分かりました。

その次に、これも通告しておりますけれども、いずれいろいろ各エリアごとに様々事業をされるわけですが、その管理方法はどのように考えているか。またあわせて、その維持管理に係る費用はどの程度見込んでいるかを伺いたいと思いますが。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、お答えいたします。

維持管理についてのお尋ねですけれども、まず国が整備する河川管理施設については国が、河川以外の公園や駐車場などについては町となります。

維持管理費用につきましては、現段階で想定されるものは、草刈りですとか清掃が主となるということございまして、これは地域住民との地域活動としての協力を考慮しながら、今後の検討の中で対応していきたいというふうに考えているものです。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 主に維持管理方策を伺いました。これで地区ごとということではありますが、湯本、上野々地区、それらについては地元と具体的にどの程度の話合いがなされているか。また、特に無地内地区というのは、地区でいうとどこの地区に属するものなのか。天ヶ瀬地区は、いわゆる耳取地区という解釈でいいのか。その辺あたりちょっと教えていただきたいのですが。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

湯本地区につきましては、主に湯本の住民の方々ということになりますし、あと上野々地区についても、上野々は川尻全体というようなことで、観光協会の中で協議を重ねているところ

でございます。また、無地内につきましては、位置的にもどこというようなところはまだはっきりはしていないところもございますけれども、観光事業の中で検討してきたというものでございます。あと、天ヶ瀬につきましては、天ヶ瀬地区が中心にはなるといふふうに考えています。

それで、具体的な検討につきましては、これから各地区というか、そういう関係者を集めまして、ワークショップのような形で年に数回重ねていながら、協議会に諮っていくというふうに考えておりますので、具体的な個々の施設につきましては、これから年次計画に沿って進めていくような形になります。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 若干古い話で恐縮ですが、町長の錦秋湖（湯田ダム）50周年ダム湖活用懇談会において、この呼びかけ人は早川議員、観光協会会長であります。その中で細井洋行西和賀町長からは、「地域振興に錦秋湖は切り離せない。活用の仕方はいろいろあると思うが、住民自身がどれだけ積極的に手をかけ、活用する気持ちがあるかにかかっている」と積極的な議論を呼びかけたとありました。それから7年、この錦秋湖周辺に関わる活用も含めたことに、住民自身がどれだけ積極的に手をかけてきたというように、認識はどのように捉えておりますか。

議長 細井町長。

町長 錦秋湖の活用は、地域資源の大きな一つだといふふうに思っております。地域住民の皆様方からは、せっかくの錦秋湖が周辺の木々が茂って、なかなか見えなくなったというのは、通り過ぎる人たちにも非常に残念なことであるということで、錦秋湖をもっと見えるように、そういうような整備をどんどん進めてほしいということで、担当課がいろんな関係機関と協議しながら切り開いてきた経緯がございます。そういう意味から、やはり錦秋湖の存在を住民並びに対外的にも存在感を認めながら、その魅力

を楽しめる、そういう地域でありたいというような動きが感じられたところでもあります。

議長 深澤重勝君。

7番 こういう事業も含めてあれですけども、地域振興や地域住民云々ということは、非常に声高らかに言われるわけでありますが、具体的に実際はどのような状況かということの現実をもっともっとシビアに見詰める必要があると思うのです。そういう今までの流れ、7年前のことから具体的にあれなのですけれども、そういう現実の状況を見詰めた上で、さらにこれからも地域住民も含めたそういう維持活動をするか、やれるかという、現実の問題を私は尋ねている、その認識を尋ねていることなのです。

最終的には地域住民云々とは言うけれども、今までの例からすると、とてもそこら辺あたりまで行けるような状況ではなかろうということを目測するわけであります。それは、人それぞれによって見方はあるいは違うかもしれませんが、そういう意味で、何かやるときは、確かに言葉としてはそういうことを並べるのですけれども、実際面は地域住民が置き去りだったり、あるいはほとんど関与することが少なかったりということも、往々にして見るとこの部分があるわけでありまして、ましてや地域のそういう施設を維持管理するということに、地域住民の十分な協力がなければ、ただ単に自治体の負担だけが大きくなるということも危惧するわけでありますから、それらも含めて維持管理費をどの程度に見込んでいるのか。確かに先のことでもありますから、詳しいことまで聞くつもりはありませんけれども、一応何の場合でも、やるときはどのぐらいかかる、どのぐらいのお客さんが来る、どのぐらいの維持費かかる、どのぐらいやれるかということを目測しながら、当然かなり吟味しながら、検討して行くわけでありまして、そういう意味合いも含めて、確かに先のことではあるけれども、皆さんが具体的にどの程度のことを検討しているものなの

かなということを確認したくて聞いておるわけでありませぬ。そういう漠然とした観念論ではなくて、具体的に地域とどの程度詰めている、地域の意識はどの程度盛り上がっているということ、繰り返すになりますけれども、どの程度皆さんは認識して、確認してやっているかということを確認したい意味であります。そのことを含めて答弁あったら。

議長 細井町長。

町長 錦秋湖がどれだけすばらしい地域資源であっても、地域の住民、ここに住んでいる我々がその価値を認め、そこにほれ込んでいって、対外的にアピールしようという力がない限り、何も観光資源として役に立たないというふうに思っております。そういう意味で、ワークショップを通しながら、いろんな活用について相談をかけているところでもありますので、地域住民の方々には一人でも多く参加して、意見を言って、携わってほしいと思っております。

議長 深澤重勝君。

7番 それらを踏まえた上で、次に進みます。今もちろん町長が言ったことと大きな関連があるわけですが、4番目として、地域住民の交流を促す拠点づくりを目指し、訪れる観光客を川辺に導いたり、それぞれ魅力あふれる景観に触れる空間を整備するとありますが、この4エリアへの人出をどのぐらい見込んでおるか。また、そのうち地域住民の割合をどの程度というふうに予測しているかを伺いたいと思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

西和賀町かわまちづくり計画では、新たな観光集客と滞在時間の延長、町民が日常的に楽しめる空間の創出、資源の価値の継承を掲げております。人が来て、住民が集い、接点ができ、関係性を保つための取組として考えているものです。

計画策定に当たっては、国への申請内容に観光客などの目標数値を求められているものでは

ございませんけれども、まず今後各エリアの具体的な整備内容の精査、利活用の在り方などを検討する際に、どれだけの人を受け入れていくことができるのかということと併せて検討してまいりたいというふうに考えているものです。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 これも具体的な目標数値は定めているものではないという答弁でありましたが、端的に言うと、これも機会を改めて議論したいと思っておりますが、観光振興計画、観光面に関してはいろんな面で西和賀町の観光客、入り込み目標も含めての数字ですが、53万6,000人という数字をよく言われることですが、大ざっぱに言って、これらを整備することによって53万6,000人以上の入り込みを見込んだ取組なのか、基本的な考え方として。あるいは53万6,000人、来てくれる人たちにより多くの満足をしてもらえるということのほうが重きなのか、その辺あたりはどのように捉えておりますか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 ただいまのご質問は、観光振興計画とかかわまちづくり事業計画の関連のお話だと思います。

かわまちづくりの認定につきましては本年の3月ということで、現在の観光振興計画は今年度いっぱい終わることになっております。現在、町の観光振興計画は第2次計画を策定中でありまして、来年、4年度から進めていく計画を進めております。この中には、当然かわまちづくりの計画、さらには一番重要なまち・ひと・しごと創生総合戦略の考え方を加味して、現在策定を行っております。今年度はアクションプランを改めて作成して、来年度からの数年を第1次アクションプランとして行っていく。そういった中で、この錦秋湖エリアにおける誘客活動も含めながら、全体の中で目標に対して進めていきたいという考え方ではあります。

53万6,000人という考え方は、第1次計画の中

でしたので、今後かわまちづくりが整備されることを当然第2次の計画の中で検討していきたいと。ただ、数値目標をどこまでエリアごとにどうこうという話になるかというのは、非常に難しいお話もありますので、これは改めて検討しながら、加味させていただきたいと考えております。

議長 深澤重勝君。

7番 聞き止めておきますが、通告外であれですけれども、関連でお伺いしますが、湯本温泉に来る観光客の、そのお客さんの年代層はどの辺あたりに捉えておりますか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 すみません。地区ごとの人数の把握というのはできておるのですが、ちょっと年代層までといったことは、正確な数字というものは得ておりません。ただ、全体として言えることは、西和賀町にいらっしゃる多くの観光客は、高齢層が現在のところ多い状況であることは理解しております。そういった中で、さらにリピーターを増やしながら人数を増やしていく、入れ込み客数を増やしていくということであれば、ターゲット層は若年者にある程度メインなところを置いていかなければ、次の方々、継続的な人たちが増えていくということにはならないのだろうなという意識はしております。

繰り返し述べますけれども、湯本地区において、年齢層で正確な数字というのは把握しておりません。

議長 深澤重勝君。

7番 これは、西和賀町だけではなくて、日本全体的に、あるいはほとんどの観光地の、内容によりけりですけれども、一般的にそういう温泉辺りに行く観光客というのはかなり高齢層が多いというのはごく一般的であります。そういうことからしても、空間を融合してというような表現、めちゃくちゃ難しい表現をしながら、湯本温泉を訪れる客を川辺に導いたりというような、この表現を強調しているというところに、

正直言ってかなり違和感を感じるのです。実際まちなか交流館から川辺に下りる状況も、行って見ました。今まであるところを行って見ましたけれども、湯本温泉に来る観光客をどういう感じで導いてくれるか分かりませんけれども、好んで川辺に下りていって、その空間を楽しむような状況なのかなと。

あるいは説明の段階で課長は、さっき冒頭にあったように、盛岡と一関にある、特に盛岡の場合は木伏周辺のあのにぎわいは、かつてのにぎわった地域でありますから、木伏は。一時衰えてきて、今のかまち事業でかなりのにぎわいを取り戻す、そういうところをイメージしてほしいということを課長は我々に説明の段階で言ったのですけれども、実際に湯本に来る温泉客を川辺に導いて、ストレートに盛岡の木伏と比較するつもりはありませんけれども、あえて課長があつた辺あたりをイメージしていただければというような説明もあったものですから、そういう状況をあの湯本の川辺でイメージできるかということ、感想として聞きたいのですけれども、いかがですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、湯本の部分につきましては、湯本エリアということで、今回もテラスですとか足湯の設置というようなことで計画をしながらなのですけれども、湯本の現在の足湯の部分から遊歩道を下りていって、一周つながるような形のルートができることによって、またいろんな訪れる方が増えてきたりとか、地域の住民の方もそういうコースを利用して、健康づくりにつながるような活動にもできると思っております。

また、今のまちなか交流館の周辺整備状況によりましては、なかなかまだ川のり面の部分のほうで整備されていないような部分がありまして、そこの整備について実施することによって、さらに訪れる方が気持ちよく利活用できるというような形になるのではないかというふう

に考えたものです。

今地域の方々が今回の整備によって、いろいろな活用方法を考えて、地域の中で盛り上がっていくということが一番まず大事であって、その盛り上がり訪れた人たちをさらに呼び込む、多く呼び込んでくるというようなことと関連性につながるというふうに思っています。ある意味、関係する人口というようなところで、継続的につながる、付き合いの拠点となるようなところの整備というふうに捉えているものです。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 そうあってほしいということと、行政はあるようにしなければならないということと、現実の問題点は当然あるわけでありますから、その辺あたりで、冒頭町長も言うように、地域の盛り上がり、あるいは地域住民というのは極めて大きいわけでありますが、繰り返しになりますけれども、今の状況からすると、そういう部分というのは地元の部分からはちょっとイメージしにくいなということ強く感じるものがありますから、町としてはやらなければならないということも、強調することも理解しなければならないと思うのですけれども、それらも含めて、少し具体的に今課長からありましたが、最初にやる湯本エリアの取組について具体的に伺いたいと思いますけれども、テラスと足湯とやな場ということになっておりましたけれども、これらの具体的な内容についてお知らせ願いたいと思いますが。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

先ほど少し触れたところもございますけれども、湯本エリアの整備内容についてお答えいたします。計画イメージでは、主にテラス、足湯及びやな場を整備する構想としています。

テラス及び足湯につきましては、和賀川の下流側、まちなか交流館に向かって左側の位置になりますけれども、川を展望しながら休憩でき

るスペースとすることを考えております。

テラスにつきましては、交流館地階と同じ高さのテラスと段差を設け、川へのアクセスを誘導する構造となるように検討しているところで

す。
やな場につきましては、アユを取る施設として、河川上に設置して、オフシーズンは取り外せるような仮設式のものを検討したところです。川の流速測定や河床岩盤の調査をして、どのような構造がよいかを検討するところから始まるものと考えております。

整備内容につきましては、河川を利用する団体、漁業組合や湯田ダム管理所などの関係機関との意見交換、管理上必要となる設計変更など、調整をしながら事業を進めていくこととなるものです。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 具体的にはこれからという部分が多いようではありますが、私はテラスは、雪国でこのテラスというのは極めて問題が多いのではないかなというふうに感じているわけですが、感覚としては、テラスは必要不可欠なものというような感じですか。ただあればいいというような、そういう感じの必要性ですか。どちらですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

テラスができることで、外の空間と接する部分というのが広く保たれる、河川により近くなるということからして、テラスについてはまず必要不可欠だというふうに今の計画では考えているものです。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 それは、それぞれの判断でしょうけれども、私は必要不可欠というまでは感じませんが、それについては分かりました。

それから、もう一つ、足湯に関してですけれ

ども、これも通告しておりませんが、関連で伺いますが、今現在西和賀に足湯は、湯本の湖岸公園とほつとゆだ駅の前にあるわけですが、それらの利用状況は具体的にどのような状態になっておいて、どういう管理をして、維持も含めてどういう状態になっているか、詳しく教えてください。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 町内の足湯の利用状況ということです。今議員さんおっしゃられたとおり、ほつとゆだ駅前にある足湯と、それから湯本地区には湖岸公園という名称の公園に足湯があるわけです。両方とも地域の地区観光協会等の団体に管理をいただいているということになります。

利用人数に関しては、利用人数をはかるすべがなく、人数、数値といったものは持ち合わせておりませんが、地域の方々からの要望もあつたりしてできた施設でございまして、地域の方々管理運営をいただいているという状況でございます。

議長 深澤重勝君。

7番 この足湯も、こういう問題出てから、過ぎたことを思い出しながら、駅前と湯本の足湯、入っているのをほとんど見たことないのです。ですから、たまたまこの間会議に行ったときに、偶然に入っている人が2人いて、ああいうふう利用しているのだよという同僚議員の話で、湯本はどうなっているといったら、ほとんど、もちろん私も毎日通るわけでもないのですが、かなり意識的に目を向けて見ているのですけれども、ほとんど入るの、見る回数は極めて少ないという状況にありまして、夜は結構入っているということも聞いたものですから、たまに夜もぐるっと回ってみたり、あるいはのぞいてみたりという感じですが、いわゆる大変な利用だなというふうには全く感じられません、少なくとも私の見る目では。実際のそういう数値を取ってはいないということでもありますから、

これは何ともしようがないのですけれども、少なくとも見た目ではそういうふうによく利用されているというふうには感じておりません。

そういう思いも含めてでありますけれども、今もう一つの足湯を造る根拠というのは、先ほどふるさと振興課長からありましたが、テラスから足湯も含めて湖岸の、いわゆる湯田ダムの眺め云々というふうにはちょっと言われたように聞いたのですけれども、今まで、冒頭に言いましたように、町長の言ったことと、あるいは沢内庁舎問題でいろんなことを言われてきたこともベースにしながらお聞きしますということをやったのですけれども、これもその一環であります。沢内庁舎問題では、ご案内のとおり、厳しい財政下、あるものを有効活用するというところをかなり強くやりまして、沢内庁舎に会議室も造ってもらえなくて、5キロ離れた、10キロ離れたところに来るわけでありまして、今の湯本に足湯を造るというのは、この厳しい財政下、あるものを有効活用するというキャッチフレーズは、全く別世界のものですか。どういうふうに捉えればいいのですか。その辺のあたりの感覚はどうですか。

議長 副町長。

副町長 私のほうから、関連の湯本温泉の関係でのご質問と捉えまして、ちょっとご紹介させていただきたいのですけれども、平成29年の3月定例会において、まちなか交流館、改修事業を提案させていただいて、お認めいただいたのですけれども、その際に質問のやり取りが議員さんとありまして、議事録にありますので、高橋和子議員が、まちなか交流施設の事業について質問があった際のお話だったので、
「まちなか交流施設のリノベーション事業についてですが、地域的に湯本地域ということで、私も町の状況から考えて」、「町の」というのは西和賀全体の状況から考えてということでの流れなのですけれども、「湯本地域が活性化することは非常に大事だろうと思うのです。」

どんどん旅館とかがやれなくなってきた、だんだん更地とか、廃墟とまで言えないけれども、ああいう町の中心、へそというか、そういった位置にある温泉街だったところが元気を取り戻して、全体の活性化に影響させていくということになれば、非常にいいだろうと思いますし、そうならなければならない地域であると思います」というご意見をいただいております。その際に、当時のふるさと振興課長が、取組に当たっては住民の主導、深澤重勝議員がおっしゃっているとおり、住民主導のそういう地域づくりができることが大事だということで、その際答弁しております。

今回の今の整備、かわまちづくり事業の整備につきましても、こういった流れの中で、今回国から認めていただいた事業、今町にある財産、遊歩道も既にできていますし、それらをもう一回リニューアルして、町の一番廃れたというのですか、昔はかなりにぎやかだったところが今は相当廃れた状況にある。そういった地域が少しでも活性化して、取り戻すということが、西和賀町全体の地域の活性化につながるという考え方で、今回かわまちづくり事業の中でも、こういった事業を案として入れさせていただいたということですので、どうぞご理解いただければというふうに思います。

議長 深澤重勝君。

7番 さすがといたしますか、当然いろんな議事録を確認してきた上での言ったことだと思いますが、それがそのとおりであれば、私が言ったとおりでありますけれども、言ったとおり、かつて湯本温泉にそれ相応の報酬もらって、恐らく70%ぐらい湯本温泉で消費したという自負もあるような中で暮らした歴史からすると、今副町長が言ったようなこと、まちなか交流館のときに申し上げましたが、繰り返してもしょうがないのですけれども、やめますが、まちなか交流館は議会に一番最初に言ったのは、西和賀高校のためと耳にたこ出るほど言ったのです。そ

れがいつの間にか、それこそ議事録のしゃべっている様子を見てみれば、西和賀高校のために説明した行数と町なかを再生すると言って議会に説明した、話しした行数、比べてみてください。それはそれであれですけれども、そういう面も含めて、町なかを再生するために足湯をとということではありますが、今言ったように私の言うのは、この厳しい財政下、金額はともかくとして、あるものを活用するということを嫌というほど言われて、会議室も造っていただけなかったという経緯からして、すぐそばに足湯あるのに、なぜそれをさらに有効活用する方法を考えてやらないか、その辺の矛盾はどのように考えるかということを知っているわけですが、どうですか。

議長 細井町長。

町長 あるものを有効活用するというのは、我々は大原則だと思います。それが構造物であろうが、自然のものであろうが、やっぱりその持つ可能性を最大限に引き出すということだと思います。町全体を眺めて、西和賀に温泉があるというなら、それを有効に活用する。その温泉も有効な資源ですから、それを活用するための手段を考えるというのも一つだろうというふうに思います。

財政は厳しいのですけれども、全く何もできないというわけではなくて、やりくりしながら、何が町の活性化につながるかということを引き出して考えていくということだろうというふうに思います。

議長 深澤重勝君。

7番 私の知っている内容と全然違うような感じがしますが、私の捉えようが悪いかどうか分かりませんが、繰り返しになりますけれども、そういうあるものを有効活用してというようなことを庁舎問題で耳にたこができるほど言われてきた経緯からすると、なかなかこの問題はのみにくいなというふうに思うわけがあります。二、三百メートル離れたところに足湯が

現にあるわけでありますから、そこまで行かなくて、足元にお湯をつくってくれたら入ってやりましょうというような感覚のものだとすれば、果たしてそれだけ必要なものかどうかということを感じますし、併せて今コロナの時代で、コロナは皮膚感染するものではないとは思いますが、触ったもの全て消毒をしたりなんかする、このさまを見ていると、これからこの不特定多数の人たちが無造作に素足で入る足湯というのは、コロナ後も含めて、印象的に需要の増えるものだというふうに感じますか、どのように捉えますか。

議長 副町長。

副町長 私のほうからお答えさせていただきます。

まず、庁舎の関係ですけれども、あるものを使ってというふうにお話ししたということ、繰り返しということではなく、矛盾がというようなお話ありましたが、新しい庁舎を建設してほしいという、そういった再三のこの場でのいろんなご意見に対して、それはあるものを、今ある庁舎で対応していきたいというふうな説明をしたというふうに記憶しております。ちょっと捉え方が違うのではないかと問われれば、それは私どもの説明ではそういったことで説明したつもりです。

それから、足湯に関しては、足湯と決めたものでもなくて、今手湯といって、手をお湯で温めるというのも結構人気があるというふうに聞いておりますので、そういったことも含めて、住民の方々と様々な選択肢を出しながら検討して、魅力ある地域にしていくように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長 深澤重勝君。

7番 その矛盾については、機会を改めてぜひやらなければならないと思っておりますので、それはそれとして、今副町長の言う、足湯と限ったものではなく、手もあるという説明云々というふうなことがありましたが、我々受けているのは足湯なのです。ですから、繰り返しにな

りますから、あとやめますけれども、近くにあるものを有効活用してということを書いてきて、すぐそばにある足湯をまたすぐそばに造るという、その感覚がどうかということ私は強く思うわけであります。そういう意味で、この足湯の問題は、足湯ではなくて、別の人気のあるもので活力出るようにするというのであれば、これはそれなのですけれども、今の状態でこの足湯をまた造るなんていうことは、町民の理解を得られるものではないというふうに私は思うのですが、町長はいかがですか。

議長 細井町長。

町長 造るものの発信力を有効に活用しながら、検討してみたいというふうに思います。それは、一つの案として描いているわけですから、それを否定することなく、その構造物の持つ可能性を検討してやっていきたいなというふうに思います。

議長 深澤重勝君。

7番 前に進みます。無地内地区に用地買収とありますけれども、具体的なものについてお知らせ願いたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、無地内エリアについては私のほうからお答えさせていただきます。

無地内エリアについては、現在町が進めている春の誘客活動でありますカタクリ回廊において、カタクリも含めた山野草が見られる場所として公開しております。しかし、本地は駐車場もなく、訪れる方々は国道107号の待避所から杉林を経てカタクリ群生地に至りますが、この遊歩道につきましても、整備後20年余りがたっております。国道への駐車など安全面にも課題がある地域でございます。この課題を解消するために、かわまちづくり計画といったものを活用させていただきまして、カタクリ群生地と国道107号からJR北上線に囲まれた部分全体を整備を行おうという考え方でございます。

国におきましては、現在カタクリ群生地に隣

接した錦秋湖を基盤整備すると、そうした上で安全対策などを実施していただけるものというふうに聞いてございます。町におきましては、現在カタクリ群生地を拡大しつつ、さらに駐車場を整備することで、利用者の利便を図ることや安全対策に寄与できるものというふうに考えております。これらの計画を実施するに当たり、用地買収とその用地にある既存林の伐採を含めた整備が必要になるという考えでございます。

なお、この計画につきましては、具体的な事業内容は今後多くの意見をいただきながら検討を進めていくこととなります。エリアの進め具合につきましても、年次計画の中では3番目、4番目の部分になりますので、これからさらに検討が必要だというふうに考えております。

以上でございます。

議長 深澤重勝君。

7番 私は、今言ったこと分かりますが、具体的にどの程度の面積を買収するのか、どの程度のものにするのかというあたりを詳しく聞きたかったのと、いわゆる水没して、国に補償された水没地区ではないかなという感じを持っておりますが、部分的にどうなっているか詳しく分かりません。ですから、用地買収ということは、実際に民有地だから、民有地があって、何ヘクタールを買う予定、あるいはおおむね何百台の駐車場を整備するぐらいの予定というようなことを聞きたいと思ったのですが、その辺あたりはどうですかということと、これから協議することなのですが、十分協議していただきたいというのを冒頭に申し上げたとおり、カタクリの花というのは、立派な場所で、立派なところに行って見るような、そういう花ではないということをお私思うのです。立派な道路を造っていただいて、立派な見る場所を造っていただいた中で眺める花ではないだろうなということも思うので、具体的にどういう整備をするのだろうかということ、どういうイメージをするのだろうかということも含めて、この計

画は十分検証すべきだということ、もろもろを含めて聞いた言葉なのですけれども、その辺あたりは、いわゆる感性としてどういうふうに捉えているか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 先ほどもちょっと最後のほうに触れましたけれども、本エリアの具体的なお話というのはこれからだということはまずご理解いただきたいと思います。

イメージとして描いておりますのは、場所とすれば、現在の無地内のカタクリ群生地はご存じだと思います。道路からかなり下の部分になります。そこから北側に向かって杉林があるわけでございますので、そこから途中の沢がございまして、その辺りまでを全体エリアとしてまずは考えているということでございます。

地権者との交渉やお話というのは、全くできておりませんので、これからになりますから、具体的な面積であるとか、そういったことはここでは差し控えさせていただきたいというふうに思っています。

駐車場に関しては、簡単な話でイメージしているのは、100台程度の駐車はさせていただきたいというふうに思っておりますし、本エリアを活用することで、実は国道107号の冬期間常時凍結地帯でもございますし、さらにJRの列車を見る方々が非常に増えておる状況でございますから、JR北上線にもかなり隣接したところまで行けるような形で駐車場ができるというイメージがあって、かわまちづくりを活用させていただきながら、錦秋湖湖畔もしくはJR、様々な課題を解決できる地域であるというふうに我々は考えておるところでございます。

具体的には、先ほども申したとおり、今後詳しく検討していきながら、かわまちづくり協議会には各地区の協議会の会長さんなども入っておりますから、そういったご意見を様々ないただきながら進めていきたいというふうに考えております。

議長 深澤重勝君。

7番 先ほども申し上げましたけれども、こういう事業というのは、そういう用地買収するいろんなことというのは、もっともっと具体的に詰めて検討した上で発信するべきだろうというふうに思いますけれども、その段階ではないということでもありますから、これでやめておきますけれども。

その次に、天ヶ瀬地区の栈橋ということではありますが、この栈橋、具体的にどういう内容がありますか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 天ヶ瀬エリアにつきましても、栈橋のお話ではございますが、栈橋としては将来的な計画の中でまだこれから検討していくことにはなりません。ただ、天ヶ瀬エリアにつきましては、ここはそれこそ湯田ダムができて50周年といった中で始まった錦秋湖ビューポイントの調査におきましてご意見がありまして、現在水没林が見られる優れた景観であることから、湯田ダムにおいて景観支障木の伐採を実施していただいております。この水没林に関しましては、本町の観光パンフレットなどや、昨年から取り組んでいる四季ごとに撮影した新たな観光ポスターになるなど、今後の観光資源としても非常に期待しているところでございます。

国においては、この水辺の基盤整備や管理用道路の整備を行うこととしておりますが、町では国道管理者である県とともに、連携をしながら駐車場を整備し、その中で栈橋というお話が出てきております。これは、イメージでして、将来計画の一つとしております。当然豪雪地帯である本町においては、その栈橋という考え方や水位が変動する錦秋湖ですので、実際可能かどうかということも含めて、これからさらに検討が必要だろうというふうに考えているところでございます。

議長 深澤重勝君。

7番 栈橋もこれから具体的にと言われれば、

何も聞くことはありませんが、今言ったように水位が変化することと、どの位置にどういうものを造るかということを具体的にどの程度進んでいるのかなというふうに思ったわけでありませぬ。

まだまだ先のことになることなわけでありませぬが、今般の107号線の通行止めに係る問題で、私から言うまでもなく、町としての今後の要望活動は、従来のトンネル化も含めた抜本的な改良整備の要望から、トンネル化による抜本的な改良整備による強力な要望活動を行っていくということでもありますから、町からの要望からすれば、トンネル化を国に働きかけていくことになるだろうというふうには思いますけれども、余計な話なのですが、町のほうでトンネルが欲しいか、107号線をやってほしいか、どっちなのだというようなことを度々陰で聞いたことがあるものですから、どちらか一本化で要望してほしいというようなことも耳にしたようなこともあったわけですが、トンネル化にすると錦秋湖の景観のいいところがほぼ駄目になるであろうという危惧があって、何とか107号線をもっといいところという部分もあったろうというふうに思います。

それで、今回私も3回ほど天気の良い日に天ヶ瀬まで行って見ました。現地に行って、ずっと中を見ていたのですけれども、改めて駐車場に車を止めて、水没林と、これからどうやるのだろうかということも想像しながら、これに栈橋を架けて渡っていくのを、どういうふうだろうなということも、いわゆる水深の問題もあつたりするし、安全面をどうするのだろうかというふうに見ておりました。そうすると、ちょっと風が吹けば、かなりさざ波が立つのです。観光客が今言われるようにおおむね高齢者の方々だとすれば、ああいう湖面の栈橋を歩いていって、あのさざ波に揺られたときにどういう感覚になるのだろうかということも想像しながら考えてみました。

次のことも関連があるからあえてお聞きしたいのですけれども、例えば棧橋を造って、有料か無料か分かりませんが、観光客が歩いていって、万が一湖に落ちて事故なんかあったというようなことを仮定すれば、想像すれば、絶対あり得ないことではないわけですから、その辺あたりはどのように考えますか。仮定の問題ですから答える必要はありませんという回答かどうか分かりませんが、いかがですか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 棧橋があるエリアというのは、基本的にダム湖内のエリアになりますので、当然ダム湖内に設置する、町で設置すればダムに対しての河川占用が必要になりますし、ダムが設置すれば当然国の事業として行うということになります。安全対策というのは、できる限りの安全対策を取るの当然のことです。そういうものも視野に入れながら検討を進めていくというものの一つにさせていただきたくないというふうに考えております。

議長 深澤重勝君。

7番 再三言いますが、この計画については、計画自体を十分検証して、やっていただきたいというふうに思います。

ちょっと想像するに、湯田ダム、錦秋湖、これにどうなるか知りませんが、これに棧橋なんかやったら、写真撮る人たちは何と言います。ですから、棧橋もあればいいだろうなということで棧橋の計画をのせたりとかいうのではなくて、もっともっといろんな角度から計画自体を検証して、やっていただきたいということでありまして、私は全体的に2億6,000万、3億近い投資と毎年の維持費、かなり大きな金額になるだろうというふうに思います。

結論的に言って、私は今の時点で、西和賀町の体力からいって、身の丈を超えているのではないかなという感じがします。中期財政計画で

も、あるいはこの厳しい財政下で、あるものを有効活用することが強調されたり、あるいは沢内庁舎に会議室を造ってもらえなかったり、あるいは介護保険がこの小さな町で全国でベストテンに入るぐらいの高い介護保険であったり、あるいは公民館の改修費に地元負担を言われて戦々恐々したりするという状況の中で、このかわまちづくり事業が進められているわけですから、オリンピックが国民の多数の支持を得られなかったら成功しないと同じように、町民の多くから支持をされなければ、いろいろな計画でも本当のまちづくりにはならないというふうに思うわけですが、地域振興という言葉だけが独り歩きするのではないかなという感じがしますが、その辺あたりの町長の考え方を伺いたいと思います。

議長 細井町長。

町長 否定的な立場に立てば、何もやらなければ一番いいということになるのかもしれませんが、この地域はそれでいいのかということが問われるかというふうに思います。

私は、身の丈という言葉がありましたけれども、身の丈に合わせた中で、国土交通省という国の機関が関わっているわけですから、その力を十分に引き出すと、そういう可能性を有効活用しながら地域振興を図っていくべきだというふうに思っております。

議長 深澤重勝君。

7番 次に進みます。質問の2点目、志賀来スキー場のノルディックコースの利用ですが、通告どおり読み上げます。

志賀来スキー場のクロスカントリーコースの夏場の活用を図り、よく使われます関係人口の増加や町の活性化、誘客につなげるべきと思うが、今までの対応も含めた考え方を伺いたいと思います。

議長 細井町長。

町長 志賀来スキー場やノルディックコースについては、現在町の設置条例により、12月から

3月までの冬期利用施設として設置、運営されております。関係人口の拡大による地域の活性化については、令和3年3月に策定した第2期西和賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略の大きな施策の柱に位置づけており、多様な関わりをまちづくりに生かし、人口減少により縮小する地域経済や活動の対応策として展開していくこととしております。

また、計画では、スキー場に限らず、空き校舎、体育施設、文化施設等の公共施設を関係人口拡大の観点から有効活用を推進していくことと位置づけております。

このことから、志賀来スキー場ノルディックコースについても、ご提案のあった内容を含めて、志賀来地域の全体の活用について今後検討してまいりたいと考えております。

議長 深澤重勝君。

7番 いろんな総合計画もいいのですが、具体的に伺いますが、あのコースをトライアスロンの自転車で使わせていただきたいということをお願いしてきた経緯があるわけですが、それについていろいろ検討した結果、利用させることはできないと断られた経過があるわけですが、その内容、電話ではお聞きしたのですが、改めてそれらについてお伺いしたいというふうに思いますが。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えします。

トライアスロン、マウンテンバイクとしての利用をお断りしたという理由についてですが、初めに、昨年度にもお話をいただいております。今年度もお話をいただいたところですが、新型コロナウイルス感染症の拡大が続いておまして、感染症拡大防止のために施設の消毒の徹底や利用制限などの予防対策が講じられてきた状況にあります。そうした中で、町外のほうから多数の利用者を受け入れることはどうなのかという部分で、あまり適当ではないのではないかということで、利用については

今回お断りしたというものになります。

以上です。

議長 ただいま制限時間となりましたので、打ち切ります。

7番 あえて時間を1分間延長させてほしいのですけれども。

今言ったことの関連で伺います。今言った関連で伺いますが、今言った答弁と私言ったことの内容が違いますし、志賀来のあのコースに自転車を走らせて使わせてほしいと、近くに温泉もあるし、本当に使い手があると、そして温泉プールもある、そして有名なスーパーどこにあるのかということまで聞かれて来たお客さんであります。それを感染症対策と温泉云々で断るといようなこと、ちょっと。何億もかけて誘客すると一方では頑張っておる、一方ではせっかく使わせてほしいと来るのを断るといような、そういう対応自体、内側の、さっきの話ではないけれども、そういう部分を強く危惧するわけでありまして。そして、電話で断られた理由、メモしておりますけれども、その内容等も違いますし。ですから、そういう辺りを本当の意味で町のためにとということであれば、一貫したそういう対応も取ってしかるべきだということをあえて申し上げて、時間を超えて大変申し訳ありませんけれども、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長 以上で深澤重勝君の一般質問を終結いたします。

ここで昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

午前11時39分 休憩

午後1時00分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順2番、淀川豊君の質問を許します。

淀川豊君。

10番 皆さん、こんにちは。今定例会2番目に質問いたします淀川豊でございます。

昨年から1年間以上続くコロナ禍の中で、当町でも医療従事者、高齢者等のワクチン接種が本格的に始まっております。長く続くこういった社会状況であります。行政あるいは医療関係者、施設の関係の皆様方は、大変緊張の連続という毎日ではないかなというふうに想像しております。改めて日々の重圧から来るご苦労には心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

私の質問は、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略について、観光振興について、株式会社エステックについての3項目12点の質問となります。通告に沿って質問をしていきたいというふうに思いますが、コロナ禍の定例会でありますので、簡潔にスピーディーに質問してまいりたいというふうに思います。

また、答弁によっては、関連的な質問もしなければならぬような場面もあるかというふうに思いますが、ご理解をいただければというふうに思います。

まず初めに、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略についてであります。これまでも一般質問を何回かさせていただいておりますが、質問の視点を改めて今回も質問をしていきたいというふうに思っております。特に第1期創生総合戦略からの反省点あるいは課題については、第2期の創生総合戦略の成果に大きく影響するというふうに考えておりますので、視点を変えながら質問を進めていきたいというふうに思っております。

まずは、人材不足あるいは人材育成対策についてお聞きしたいというふうに思います。第2期総合戦略に向けた課題として、各施策に対するための人材の不足が大きな問題点として指摘をされておりますが、今後具体的に人材不足あるいは人材育成について、各分野でどのような施策を考えているのか、その点についてお伺いをしたいというふうに思います。

議長 細井町長。

町長 ただいまの議員さんからの質問に関しましては、担当課長から答弁申し上げます。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

第1期総合戦略の検証における各種団体ヒアリング等からも、町内の各産業の人材不足についての意見が多く出され、持続可能な産業振興の推進に当たっては、担う人材の育成と確保が大きな課題であると捉えたところであります。

そこで、第2期総合戦略では、基本目標1として、社会増減への対応、「地域の学びを力にいきいきと働く」を掲げ、西和賀高校の魅力化と山村留学の受入れ、キャリア教育の推進として、町内で学ぶ児童生徒に対して町の産業に触れる機会の創出による人材育成と、キャリア形成支援施策の展開による人材確保に努めることとしております。

西和賀高校の魅力化としては、特別講習による受験対策や検定の支援に加え、まちなか交流館を活用した学習支援などに取り組むことで、人材の育成を行います。

山村留学は、少子化を背景とした地元生徒の減少に向けて、県外から広く生徒を募集し、地域の人材として育成することで、将来的に地域人材として活躍してもらうことを期待しております。

キャリア教育としては、小学校で行われている社会見学、中学校の職場体験、西和賀高校によるまち・ひと・しごと図鑑の作成のほか、個別に林業分野の森のリサイクル普及啓発プロジェクト、福祉分野の介護福祉政策事業が取り組まれています。

キャリア形成支援では、農業分野の西和賀農業塾運営事業、地域おこし協力隊制度を活用した林業アカデミーへの派遣、福祉分野では医師養成事業、医療従事者養成事業などの施策に取り組むこととしております。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 各分野で、様々な構想の中で、人材不足あるいは人材育成について取り組んでいくということだというふうに思います。第2期の創生総合戦略の資料の全てにまだ私自身も目を通していないという状況でありますので、少し質問もちぐはぐな部分もあるかなというふうに思いますが、その辺はご容赦をいただいて、質問を進めていきたいというふうに思いますが、特に人材不足あるいは人材育成という分野について、的を絞って質問していきたいというふうに思います。

第2期総合戦略では、人材不足あるいは人材育成について、先ほども課長からご説明がありましたが、キャリア教育支援などを考えているということではありますが、特に人材不足が顕著な福祉分野についての考え方についてお伺いしたいというふうに思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 健康福祉課から、福祉分野の介護の人材不足に対するキャリア教育支援についてお答えします。

先ほどふるさと振興課長からキャリア教育の施策についてお答えしたところですが、健康福祉課では、令和2年度から岩手県介護従事者確保事業費補助金を活用しまして、介護の仕事の理解促進を目的に介護福祉政策事業を実施し、今年度も事業を計画しております。

介護福祉政策事業の一つの介護の魅力発信事業では、町内の福祉施設事業所の職員のご協力をいただきまして、介護の出前講座を中学校の生徒さんを対象に開催をし、介護の魅力や介護の仕事の内容をお伝えする機会となりました。今年度は、対象を高校生に拡大し、計画をしているところです。

また、昨年度実施できなかった学生さんを対象としました職場体験事業も、今年度計画をしているところです。

引き続き、介護の人材不足や人材育成につい

て、キャリア教育の支援につきましては、福祉事業所の方々のお声を聞きながら検討してまいりたいと考えております。

議長 淀川豊君。

10番 福祉分野におけるキャリア教育の現状というか、考え方ということでお聞きしました。介護の魅力を子供たちに発信するというような、そういった事業も実施をされているようですが、少し具体的にお聞きしたいというふうに思いますが、福祉分野の、これはキャリア教育支援ということから少し離れるかもしれませんが、近隣自治体では福祉分野においても奨学金制度が運用されているところがあるようであります。今後早急に当町でも福祉分野の人材、あるいは人材不足の具体策として、今行われている介護の魅力発信プラス医療系の奨学金制度同様に福祉分野における奨学金制度の取組が必要というふうに思われますが、その点についてどのようにお考えですか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 町では、医師や医療従事者の養成の修学資金の貸付制度のほうを行っております。淀川議員さんがおっしゃるとおり、近隣の自治体では社会福祉士や、それから介護福祉士の資格の取得を目指す学生さんを支援する修学資金の貸付制度や、奨学金の貸与を受けた方が介護などの仕事をするために事業所のほうに勤務した場合に、奨学金の返還を一部補助する制度なども実施しております。

また、岩手県の社会福祉協議会におきましても、社会福祉士や介護福祉士の修学資金貸付事業のほうを実施しておりまして、県内の社会福祉施設などに勤務した場合には、修学資金の返還の免除が受けられる制度となっております。

健康福祉課では、県内の市町村の福祉関係の人材確保対策の取組状況の把握に現在努めているところでありまして、今後高齢者の福祉施設などのほうから必要としている人材、職種などを聞き取りをしまして、町の人材確保対策とし

て関係課と協議を進めていく必要があると考えております。

議長 淀川豊君。

10番 今回こういった介護分野における奨学金制度の創設ということでご意見をさせていただいたのは、今年の春に町内の新卒の方の就職時に、町内の施設に就職したいというふうに思っていたけれども、近隣自治体からの奨学金を受けていたということで、恐らく奨学金の返済などの事情で近隣自治体の施設に就職してしまったというケースがあったということをお聞きしております。これまでもこういったケースはあったのかもしれませんが、地元としては、新卒でありますから、若い貴重な人材が町内から流出している典型的な事例ではなかったかなというふうに感じております。町内の施設関係者も、非常に落胆をされていたようであります。

こういった制度は、現状でも特別な施策ではないというふうに感じます。県下で高齢化率が一番高い状況でありますから、検討に時間をかけることなく早急に対応することが大きな成果を上げるというふうに想像しますが、課長からいろいろな求められる資格であるとか、そういったところを調査しながらということでご答弁をいただきましたが、再度お聞きしますが、こういった制度、町長はどのようにお考えですか。

議長 細井町長。

町長 ただいまのこの件に関して、議員さんがおっしゃっているとおり、近隣自治体では具体的な奨学金制度に基づいて人材確保の手を打っているということでもあります。町でも、当然医療関係の職種によっては、そのような奨学金を設置して人材確保を図っているという状況にあります。ただ、これが、奨学金を与える、そしてその後、資格を取った後に当事者がそのとおり問題なく戻ってきているのか、あるいはキャンセルして別な人生を歩んでいるのかと、様々な事例に今ぶち当たっている状況にあります。

今後については、近隣自治体のそういう結果もどのように進展しているかということ調査研究しながら、新しい制度のつくり方が必要かなというふうに思っていますので、そこを検討していきたいなと思っています。

議長 淀川豊君。

10番 福祉分野の奨学金でありますから、医師養成の奨学金の金額等と同等でなくてもよいというふうに思います。そういった奨学金制度をこれからの時代に合った、そういう新しい制度として制度設計をされて、また早期に運用されるということを強く望みたいというふうに思います。

次の質問に移りたいというふうに思います。観光振興についてであります。町内の観光関連事業者も、長引くコロナ禍の影響で大きな打撃を受けているというふうに考えます。国も、海外からの観光客を期待できない状況であるというふうに思いますが、観光であったり、あるいは旅行というこれまでの概念を少し変えていかなければならない状況ではないかなというふうに思っております。

そこでお聞きをしますが、長く続くコロナ禍で、これからの観光の在り方も変わっていくというふうに思われます。そこで、今後の当町の観光振興の目指す方向性についてどのようにお考えか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、ご質問について私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

昨年からコロナ禍における観光振興に取り組んでおるところでございますが、現在も、これからも、まずは選ばれる観光地づくりが必要であるというふうに考えております。観光産業などの存続を支援する取組を行ってきたところでございます。感染予防対策と誘客活動については両輪であるというふうに考えておまして、そういったことで進めていくべきであろうと多

くの事業を展開してきております。こういった中で進めてきておりました。今年度におきましても、本定例会におきまして感染症予防対策や支援対策について予算を上程させていただいております。引き続きしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長 淀川豊君。

10番 コロナ禍の中、感染予防対策をしっかりとしながら、今後の観光につなげていきたいということだというふうに思いますが、これまではインバウンドがそれこそ観光の中で重要な役割というか、中心であったというふうに思いますが、コロナ禍の中、今後はその考えが、マイクロツーリズムといったような新しい考え方も出てまいりました。当町の今後の観光施策、振興施策にも大きく影響を与えられる、そういう考え方ではないかなというふうに思います。

また、これから新型コロナウイルス感染症も終息に向かう状況になるかというふうに思いますが、国民の購買意欲や、あるいは観光、旅行意欲も、これまで抑圧された生活から一気に爆発的にそういったものが向けられるのではないかなということ、一部のマスクミあるいは専門家からも言われております。

町内の観光関連事業者も、かなり今回のコロナ禍では影響を受けておりますので、こういった社会の動きに乗り遅れることなく、たくさんのお客さんを引き込めるような、そんな検討を今からしていただきたいというふうに思います。新型コロナウイルス感染症の終息に向けて、今から準備万端で備えて、地域に活気を取り戻していただきたいというふうに期待をしますが、その点については課長、どのようにお考えですか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 議員さんおっしゃるとおり、現在新型コロナウイルスによって様々な事業、イベント等も全て中止になっているような状況でございます。これは、本町に限らず全国的な流れ

の中での話なわけで、旅行者は非常に自粛のムードの中で次のステップ、ワクチンがある程度行き渡り、しっかりとした感染症予防対策も取れるような状況になれば、また状況が好転するものというふうに考えておるのは同じところでございます。

そういった中で、現在進めております第2次観光振興計画は、来年度、令和4年度からの開始ということで、現在その素案について、策定委員のメンバーにこれからの会議の中で示していきながら、ある程度整ったところで議員の皆様にもご紹介したいというふうに考えておるところでございます。

令和4年度から数年にわたり、第1次アクションプランについては具体的な施策としてどのような事業を行っていくのかといったことも、今盛んと検討しているところでございますので、そういった部分においても、このコロナにおいても、新たな旅行スタイルの中においても、どのようなことをやっていくかということをしっかり盛り込んでいければというふうに考えております。

議長 淀川豊君。

10番 しっかりその点はお考えをいただければなというふうに思います。

観光振興ということで質問しておりますので、観光という視点で今通行止めになっている107号線についてお聞きしたいというふうに思います。現在国道107号線は、のり面等の崩壊の危険のために全面通行止めとなっておりますが、当町における観光振興に対する影響をどのように捉えているのか、お伺いしたいというふうに思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 国道107号の通行止めによる観光振興における影響といったことでございます。既に新型コロナウイルス感染症の拡大により、人流を抑え込んでいる状況でございますので、平成27年度にも同じように通行止めがございま

して、そういった状況とは異なるものであろうというふうに考えておるところでございます。

現在岩手県においては、宿泊割引事業や町においてにもしわが泊まって券事業の実施など、町内経済活動を推し進めておるところでございます。今後はどの程度の通行止め期間となるか、そういったことも踏まえながら、どのような影響が想定されるかの検討を要するものであろうというふうに考えておるところでございます。

議長 淀川豊君。

10番 コロナ禍で人流が少し少なくなっているというか、抑えているということでありまして、影響も平時のほどはないのかなというふうな感じは私もしておりますが、107号線の通行止めにより、今回高速道路が無料通行ができるように措置をされておりますが、行政としてはこういったことをチャンスと捉えているのか、あるいはマイナス要因と捉えているのか、その点についてお伺いをしたいというふうに思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 国道107号の通行止めにつきましては、当然のことながらマイナス要因であるということは否認しません。国道107号と秋田自動車道の2路線があることが重要であり、来町者の交通移動手段の幅を広げるといったことは重要であるというふうに考えておるところでございます。

さらに、錦秋湖エリアの通行止めにより、新たな観光スポットである水没林であるとか、そういった部分へのアクセスが限定的になることや、以前にも取り組んでおりました水上スキー合宿など、錦秋湖の利用客の減少が、影響が出るものであろうというふうに考えておるところでございます。

議長 淀川豊君。

10番 やはり交通網が国道と高速道路ということの2つの意味というものがあるということだ

というふうに思いますが、少なからず観光振興にとってはマイナス要因だということのご答弁だったというふうに思います。

そこで、国道107号線全線通行止めに関して、今後観光施策として具体的な何かそれに対する施策は検討されているのか、お伺いしたいというふうに思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 国道107号の通行止めに関しましては、現在道路管理者等において、その状況把握が行われております。今後どの程度通行止めが続くものなのか、まだ明らかになっていない状況でございますが、長期化するおそれが高い、おそれがあるといったことも考えられますので、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、現在進めている第2次観光振興計画の中でしっかり考えていきたいというふうに考えているところでございます。

議長 淀川豊君。

10番 状況を踏まえて検討していきたいということであるというふうに思いますが、国道107号線の通行止めでは、県はいち早く高速道路の無料通行という対応を取っていただきましたが、個人的には町外から町内へのアクセスはよくなったというふうな考え方もあるのではないかなというふうに思っております。安全に107号が通行するまでには、やはり相当の時間がかかるかと私も予想しておりますが、こういった状況もマイナスであるということだけではなくて、やはりチャンスと捉えて、今後も観光施策に生かしていただいて、ご検討いただければなというふうに思います。

では、次の質問に移りたいというふうに思います。株式会社エステックについてであります。3月定例会では、今回の状況になるまでのてんまつとその責任についてということで質問させていただきました。今後債権についての判断を議会としてしなければならない状況を考えると、町民の大切な財産である債権の回収という重大

な判断を我々はしていかなければならないというふうに考えております。そういった重大な判断をするには、現状では説明あるいは情報がかなり不足しているというのが私の実感であります。また、そういった説明や、あるいは情報がなければ、判断できないというふうにも私は思っておりますし、住民に対する説明責任も果たすことができないというふうに強く感じているところであります。そういったところで今回も質問させていただくものであります。通告に沿って徐々に質問をしていきたいというふうに思いますが、今後も個人的に理解ができるまで、債権の議案審議まで質問をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

なお、この質問に当たり、これまでの町長はじめ当局の沢内バーデン及び株式会社エステックに対する対応あるいは配慮、ご尽力については、正当に評価もしておりますし、理解もしているということも申し添えたいというふうに思います。

まず初めに、町の債権回収に伴う調査をされているというふうに思いますが、株式会社エステックの現在の具体的な資産状況についてお伺いしたいというふうに思います。

議長 細井町長。

町長 5月28日、財務状況調査の時点では、令和2年度の仮決算について調査をしたところでございます。令和3年3月末現在における資産、負債、純資産の現在高見込額をお伝えいたします。現金、預金など流動資産では897万円、リース資産、備品など固定資産では164万円、短期及び長期借入金など負債では2,709万円となっており、純資産では1,648万円の債務超過となっております。

議長 淀川豊君。

10番 3月末でマイナス1,600万の債務超過ということで、エステックの具体的な資産状況についてご答弁をいただきました。昨年、町か

ら、昨年の3月定例会であります、2,000万の短期無利子融資を決定いたしまして、それが行われたと。また、新型コロナウイルス感染症で売上げが減少した補填としても、町から補助を行ったと。指定管理料の支払いと国の持続化給付金はいただいたかどうか、私は定かではありませんが、様々な資金的な流れがあったというふうに思います。具体的にこれらの資金がどのように使われたのか、その点について捉えているのか、お伺いしたいというふうに思います。

議長 細井町長。

町長 令和2年3月の貸付金につきましては、赤字決算が続いて債務超過となったことにより、自立的な資金運用が厳しい状況にあり、当面の資金手当てとして2,000万円を無利子で短期貸付けの措置を行ったものです。株式会社エステックの役職員の経営努力、経営改善により、短期での回復を期したものであります。

しかしながら、その後の新型コロナウイルス感染症の拡大により、収益の核となっていた宿泊、宴会部門が大打撃を受け、休業も避けられない状況となり、積極的な営業展開のチャンスは失われました。

貸付金や新型コロナウイルス感染症対策交付金などにより、令和3年3月までの施設管理運営を一部でも継続経営することにより、施設利用者への影響を最小限にすることができ、第三セクターの破産という最悪の事態を回避できたものと捉えています。

新型コロナウイルス感染症で売上げが減少した部分に関しましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した持続化給付金と指定管理施設運営支援補助金を支給しています。持続化給付金は90万円、指定管理施設運営支援補助金については466万5,700円となっております。町からの支援のほかにも、持続化給付金200万円や雇用調整助成金82万円など、国や県を含めた新型コロナ対策の各種支援を受給することにより、経営の維持、継続を図って

きたところでございます。

しかし、コロナ禍により利用者が皆無に近い状況下での事業経営となったことから、令和2年度決算においては800万円を超える赤字の見込みとなっております。

議長 淀川豊君。

10番 資金の流れということで、今町長からご答弁をいただきました。今定例会では議案上程がありませんが、これから9月になるのかなということで私は思っておりますが、株式会社エステックに関する議案が上程されるというふうに思います。町の方針としての最終決定は、その議案が上程をされて審議された、その結果によって決定されると。最終決定ということを考えれば、現在まだ町の方針としての最終決定はされていないというような状況かというふうに思います。

取締役会での株式会社エステック解散の決議から、多額の税金の回収不能が予想される中、町としては少しでも多くの町民の税金である貸付金あるいは出資金の回収を図る、そういった義務が私はあったのではないかなというふうに思いますが、具体的に例えば法的措置であったり、何かそういった対応は取られたのか。また、今回の債権回収については、庁内で協議をされたのか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長 細井町長。

町長 町は、出資者でもあり、債権者でもある一方で、町立施設の所有者、そして管理運営の委託者でもあります。町の措置としては、従業員や取引先業者等への対応、債務整理を優先させることで、地域経済への混乱や影響を最小限にとどめる努力を尽くしているところであります。町が回収を優先させれば、関係者を窮地に追い込み、町の信用を失い、地域社会への混乱や影響が大きくなるという状況を避けるという判断をしたものです。

この事案に係る協議については、会計事務所、

法律事務所に相談しながら協議してきたものがあります。

議長 淀川豊君。

10番 行政の対応としては、債務整理を優先したということのようではありますが、水道料金等であれば、滞納が続けば供給を停止されます。税金であれば、資産の差押え等の対応が取られ、競売等が行われるということだというふうに思います。今回の債権回収については、町の最終決定である議会の審議まで、債権放棄という前提で、特にも債権回収の対応を取ってこなかったのではないかなというふうに私はちょっと感じてしまいます。住民に対しては、エステック以外の債権回収との整合性が少し取れないのではないかなと。やはり町長が社長でありますから、特段の配慮があったというふうに感じてしまいますが、その点についてはどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

議長 細井町長。

町長 株式会社エステックは、水道料金の滞納も、支払うべき公租公課の滞納もありません。先ほどの繰り返しになりますが、町としては従業員や取引先事業者等への対応、債務整理を優先させることで、地域経済、社会への混乱や影響を最小限にとどめる努力を尽くしているところです。回収だけを視野に置けば、地域社会への混乱や影響が大きくなるという状況を判断したものです。

また、法人の破産や清算に関しては、法的な責任追及したとしても、残余財産の範囲でしか求償されない法制度でございますので、現下の対応についてご理解をいただければと思います。

議長 淀川豊君。

10番 やはり影響を受ける社会のそういう混乱を最小限に抑えたいと、そういう強い思いの中で、債権回収ということではなくて、債務整理ということに力を入れたということのご答弁だったと思いますが、今回最後の質問になりますが、これから株式会社エステックに関するそう

いった議案、関連の議案を我々は審議をするわけですが、株式会社エステックの債権回収に対するこれまでの町長の対応、あるいは役場の対応について、その賛否を11月の町長選挙で住民に判断を仰ぐような、そういう強い意志はあるのか、その点についてお伺いしたいというふうに思います。

議長 細井町長。

町長 この件につきましては、行政実務であり、選挙で訴える事案とは異なります。また、実態は順調に整理が進んでおり、首長選挙で是非を問う性格のものではないと思慮しています。町長選挙は、将来の西和賀町をどうするかという大きなテーマで、町民の判断を仰ぐものであります。高齢化社会への対応、環境問題への対応、人口減少問題への対応、町の医療体制、地方創生問題など、幅広いテーマで町民皆様の判断を仰ぐべきものと考えております。

議長 淀川豊君。

10番 これで私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長 以上で淀川豊君の一般質問を終結いたします。

ここで1時50分まで休憩いたします。

午後 1時38分 休 憩

午後 1時50分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順3番、刈田敏君の質問を許します。

刈田敏君。

1番 こんにちは。刈田敏です。一般質問に入りたいと思いますけれども、質問の前に私からも、命の道路である国道107号線については、やはり早めの対応ができるよう、町民の皆さんと議会も何とか努力していきたいと申し上げておきたいと思います。

質問に入ります。今回は3点について質問するわけですが、私がお聞きしたいのは共通して財政面についての質問で、持続可能な町を目指

していくための議論をしてみたいと思います。

初めに、行政改革についてであります。人口減少が加速している状況において、新型コロナウイルス感染症の今後の見通しが不透明であることから、行政改革をさらに進めていくことが重要と考えます。中期財政計画における進捗状況と今後の進め方、考え方を伺うものです。

1点目として、行政サービスの取組、見直しについてお伺いいたします。

議長 細井町長。

町長 行政改革等について議員さんからの質問であります。担当課長のほうから答弁申し上げます。

議長 企画課長。

企画課長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

中期財政計画における行政改革の取組についてお答えしたいと思います。中期財政計画は、町が将来にわたり持続可能な行政基盤を確立し、財政の健全性の確保と安定した財政運営を行うことを目的として策定したものでございます。これに先立ち策定した第3次行政改革大綱は、社会経済情勢の変化に対応し、持続可能なまちづくりを進める総合計画を下支えする行財政の基盤づくりの方針を定めたものでございます。安定した財政状況であればこそ、総合計画に定めた各事業に取り組むことができるものであり、それぞれの計画を一体的に、また着実に進めていくことは、今後のまちづくりに重要な役割を果たすものでございます。

初めに、行政サービスの取組についてお答えしたいと思います。中期財政計画は、繰り返しになりますが、将来的な財源不足を解消するために検討、策定したもので、健全な財政運営を継続するため、毎年度見直しを行っていくこととしております。あわせて、財政計画の確実な遂行につなげるため、引き続き行政改革に取り組むこととしてございます。

中期財政計画の中では、行政改革の取組例として項目を挙げております。現時点での取組状況と考え方についてご説明いたします。初めに、職員の定員数減や事務事業の標準化、クラウド化などではありますが、行政システムの適正運用では財務会計やホームページ編集、セキュリティ対策等の職員研修を適宜実施し、適正運用を図っております。今後は、電子申請の検討や電子決裁や専決規程の見直しなど、事務効率の向上に引き続き取り組む必要があると考えておるところでございます。

次に、自治組織の再編、地域との関わりの部分になりますが、現状の29行政区にそれぞれ1つの地域自治組織を認定し、自治組織が行う地域課題への対応や、自治活動による一層の活性化の取組などについて、町では支援を検討しています。今年度具体的な部分で地域との話し合いを進めているところでございます。

次に、各種行事やイベントの整理の部分でございますが、毎年各課が行っている事務事業評価及び各課と企画財政部門との政策調整の中で、事業の適正化と併せ、見直しの検討を進めております。今後は評価と調整結果を来年度予算に反映することで、各種行事やイベントを含め、事業の適正化と予算編成の透明性の確保に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

そのほかの事業等につきましても、今後引き続き取組を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

議長 刈田敏君。

1番 行政サービスの見直しの部分では、大方進んでいるところも実際評価しますけれども、進んでいるわけで、全体としては目標値に対してどれぐらいやっている、できているのかなという、その辺は現時点ではどのようにお考えですか。

議長 企画課長。

企画課長 お答えしたいと思います。

行政改革大綱の中で、行政の効率化と財政の健全化と大きく2つに分けて取組を進めさせてもらってございます。その中で、先ほどもお話ししましたネットワーク関係の事務事業関係ですと、おおむね実施できているというふうに見てございますし、効率化の中で研修であったり人事評価制度、そういった部分につきましても実施できているというふうに見てございます。同じように、広域連携の部分につきましてもそれぞれできている。おおむね改革が進んでいるというふうに、手をつけているという状況です。ただ、今回行革の中で示された項目、それぞれを拾ってみますとまだちょっと行き届いていない部分がございますので、今後手をつけていかなければいけない部分だというふうに見ております。

議長 刈田敏君。

1番 ほぼ進んでいるものはやっているということと理解します。

この中で、2点ほど具体的に質問していきたいのですが、やはり町の事務局事務の統廃合、これなかなか大変だろうと思うのですが、これは令和元年の調査であれば、48の様々な事務局の事業をやっているということとありますけれども、こういうことは進めたいという以前よりあるわけですが、この辺りを進めていかないと職員に負担がかかる、それぞれ担当する人員も欲しいかと思えます。そうならば、トータルして、各課というか、全体として職員を減らすなんていうことは到底無理な話になるのではないかなと思います。課長たちは、減らすにしても自分のところからは減らしてもらいたくないというようなことがあれば、仕事の量を減らすということが当然必要になってくるので、これこそ急いで進めていかなくてはならないかなと思いますけれども、いいですか、これ通告外ですけども、関連しますけれども、事務局事務についてはどこまで進んで、今後どういうふうに進めようとしているのか、

その辺をお伺いします。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

町職員が各種団体の事務を執り行っている団体数ということで、さきの議会の質問に対して48団体というふうなお答えをしたところであり、令和2年度中に、各課のほうに団体事務に係る職員の時間数について調査を行ったところであり、それについて、今年取りまとめを行い、その内容について検討を進めていく予定であります。

以上であります。

議長 刈田敏君。

1番 実際これ見ると、若干ではありますけれども、改善はしているのですけれども、まだまだやっぱり進めなくてはいけないと思いますので、これは頑張っただけならばと思いますし、先ほど企画課長が言ったように、行政改革というのは将来的な財産不足を解消するために、検討、施策した健全な財政運営をやっていくということで見直しをすると。プラス、併せて財政計画の確実な遂行をつなげるため、引き続き行政改革を練ると、これがセットでないとなかなか中期財政計画というのも進まないと思います。

それで、もう一点だけお聞きしたいのですが、この中で給与カットというものがあります。このことについては、中期財政計画では人件費が減少する見込みとしているが、財政不足が生じる場合必要だとしているが、具体的にどのような状況になったとき、給与のカットというものを、考え方ですね、その辺をお伺いいたします。

議長 企画課長。

企画課長 では、私のほうからお答えしたいと思います。

給与カットにつきましては、先ほど刈田議員さんからお話あったとおり、先行きがどうにもならないときにはカットしようというもので、見極めるその数値的なものというのは現在定め

ておるものではございません。ただ、そうなる前に対応していくためのものが中期財政計画というふうにご考えてございますので、最後の最後的手段という形でここにのせさせてもらっておりますけれども、その前に対応していくということが重要であるというふうにご考えております。

議長 刈田敏君。

1番 「その前」というのが非常に曖昧な答えで、何かパフォーマンスみたいなあれです。住民に対しては負担を求めて、自分たちは最後までやらない。最後までやったらここ潰れてしまうことですから、その辺やっぱりきちっとある程度の指針、ありますか。

議長 企画課長。

企画課長 先ほど行政改革の取組例ということで挙げさせてもらいました。今取り組んでいるもの、そこを先ほどご説明してもらいましたけれども、まだ取組が滞っているもの、これから進めるものがございます。こういったものを行った上で、それでもというときには給与カットというものにも手をつけていかなければならないものというふうにご考えてございます。

議長 刈田敏君。

1番 どっち先ということはありませんけれども、住民に負担を強いるのならば、それぐらいのやっぱり、気持ち的に自らもその辺はきちっと考えていかないと、説明できないですよ、これは。ぜひともその辺はスピード感を持って、給与カットだから給与を下げればいいというわけではないので、そこまでのきちとした話合いというか、そういうところが必要だと思うのです。だんだん人口減で、入ってくる職員が少なくなるとすれば、その辺もきちっと考えなければいけないと思いますけれども、こうなのだというものを示していかないとちょっとうまくないのではないかなと思います。

次に行きますけれども、施設サービスの見直しについてお伺いいたします。

議長 企画課長。

企画課長 施設サービスの見直しについて、現時点での取組状況でございますが、公共施設温泉につきましましては、町の財政規模の中で町が管理できる範囲での施設運営とし、行政から民間運営等に移管することを目指し、その取組を現在進めているところでございます。

また、高齢者生活福祉センター悠々館及び悠々館デイサービスセンターの社会福祉法人西和賀町社会福祉協議会への無償譲渡につきましましては、令和2年12月議会で議決をいただいたことを受け、現在に至っております。法人である社会福祉協議会による施設の運営と管理が一体的に行われることで、利用者のサービス向上が図られているというふうに考えてございます。

次に、現在の公民館の位置づけについてでございますが、令和4年度から地区が管理する集会所に変更することとしてございますので、現在各地区との話し合いを進めているという状況でございます。そのほかの施設についても、今後引き続き検討してまいりたいというふうに考えてございます。

議長 刈田敏君。

1番 この地区館に関してですけれども、これまでの流れの中で、修理、改修する分の見積りをつくるために皆さんからいただいたわけですが、今回はっきりした数字が、何割とかという数字が出たようですので、その点をお聞きします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、公民館の関係は私のほうからお答えしますが、旧小学校区6地区におきまして合同会議というものを開催して、区長さん、公民館長さん、あと湯田の方面でいくと協議会長さんというような方々に集まっていたきながら、今の現状、公民館の修繕の要望に基づきまして、町のほうでどれくらい負担ができるかというような部分と、あと地元でどれくらい負担してほしいかというような割合のほうを示して説明をしたところなんです。その中で

は、負担は8割というようなことで説明をさせていただいております。今後その地区においても、合同地区で示した説明の内容を臨時総会ですとか住民懇談会のような形で開催をしていただきながら、地区の意向を把握するということと、最終的には9月の段階で修繕を実施するか、あとは施設をやめるとか、そういうような判断をスケジュールに沿って決めていただくというようなことにしている状況です。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 公民館も進めていかななくてはいけないのですけれども、ここに来て、町が8割持ちますよといったときに、できるところとできないところというのが絶対これ出てくるのではないかなと、そういう不安ありますけれども、その辺はどのように感じているというか、実際8割補助でやれるということですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

修繕につきましては、近隣市町村のほうで公民館の修繕については補助率というのを示しながら、例えば大体のところは2分の1とか3分の1というような形で示していますが、今回は町が集会所化するに当たっては、大規模修繕というようなことで、8割ということを示しました。その中で、合同会議の中では、やっぱり地区によってはなかなか高齢者も多くて厳しいのではないかなというような話もあったことはあるので、その点については7月のまた各地区の総会の中でそういう状況を把握しながら、最終的な9月の判断に結びつけていきたいというふうには考えているところです。まず、町としては、方向性としては示したところでございます。

議長 刈田敏君。

1番 各地区で総会等で話し合われても、これ難しいと思うのです、かなり。やっぱりこれはこれで通していくという考え方ですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 まず、町のほうではその方向で進めていきたいということで、通していききたいというふうに思っております。

また、地区のほうでは、7月中をめどにということで臨時総会的なものを開いてほしいということで説明しましたけれども、合同会議のほうでも職員が出て、資料について説明しましたけれども、地区でなかなかそういう説明が難しいという部分については、職員が出向いて説明するというようなことで、今も何か所かそういうふうな場面というところに日程調整して行くことにしている状況です。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 それでは、施設サービスの見直しの中で、これもちょっとこれからになるかもしれませんが、小中学校、それから町道の廃止というものが計画に入っているわけで、その辺の考え方というか、現時点での状況についてお伺いします。

議長 学務課長。

学務課長 小学校の部分については私のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

小学校につきましては、10年前に小学校統合ということで2校になっております。中学校についても2校ということで、今現在部活動の在り方とか、そういった部分ではいろいろ声が出ている現状にあります。ただ、実際には今どうしていくという方向性の部分は、まだこちらのほうとして示しているものはないです。ただ、これからの小中学校の在り方については、内部のほうで方向性を検討していきたいと思っておりますが、現時点ではそういった部分、統合を考えているとか、そういった部分は持ち合わせてはいないところでした。

以上です。

議長 企画課長。

企画課長 私のほうから町道の廃止のほうの関係でございますけれども、大きくまだ協議してい

るものではございませんけれども、現時点で山奥に町道があって、そこに橋が架かっていたりするというのがたまに見受けられます。そこを優先するのか、またもっと活用されている道路を優先して整備していくのかという面を考えたときに、山奥にある部分のあまり人が通らないところについては廃止も検討に入れながら、今後調整していかなければならないものというふうに考えているところでございます。

議長 刈田敏君。

1番 単純にそういうぱっと見、すぐにでもやれるような状況もあるとすれば、そこはきちっと整理してやらないと。いずれこれをやるということで進めているわけですから、できるところから進めていただきたいと思っております。いずれ財政面で、お金だけではなかなかできないと思っておりますので、そのとおり、また公民館長さん、区長さんたちと話し合うとすれば、そこで情報をやりながら、時間もかかる、経費もかかると思いますが、そこは地道にやって成果を出していただければと思います。

次に移ります。保健センターについてです。以前も何回かお聞きした同僚議員もいましたけれども、保健センターの建設事業の計画状況についてお伺いします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 保健センターの建設計画の状況についてお答えします。

平成30年3月に策定をしました第2次西和賀町総合計画において、建設工事を令和元年度から令和4年度までの期間として、これまで施設整備のための基金の積立てを行ってきたところでございます。

令和3年3月に策定しました西和賀町中期財政計画におきまして、庁舎の改修、給食センター建設等のほかの施設整備によりまして、保健センターの建設については令和5年度から令和7年度の期間に延ばすこととして計画をしております。

今後につきましては、建設に向けて施設の規模等様々な選択肢を考えて、具体的な協議、調整を進めてまいりたいと考えております。

議長 刈田敏君。

1 番 中期計画によれば、投資的経費、特定事業として保健センターの計画が予定されています。これも財政的な関連もあると思うのですが、それでも今回若者単身用住宅建設工事の入札も不調に終わったようですが、この影響というのは考えられないですか。

議長 関連する質問ですか。

刈田敏君。

1 番 中期財政計画の中で年度を追いながら計画を進めていくということで、途中ぼしゃれば、だからそのまま若者住宅はやりませよ、できませよというのであればそれでいいですけども、それによって変わっていくことがあるのかと、その点を質問しています。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 では、私のほうからお答えしますけれども、まず今回の入札で若者住宅、不調に終わったということにはなるのですが、改めて積算をし直しまして、早急に今年度実施するような形で進めたいというふうに思っております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 了解しました。今年度中にやるということですね。

では、次の質問に入ります。建設計画の詳細について、目的とか、どういうことを目指しているのか、その点は当初の考え方としてはあったのだろうか、そこから今からまた始めるというわけではないでしょうか、その辺を確認したいと思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 今のご質問にお答えします。

保健センターの目的ということになるのですが、そこからスタートかということは、

そうではなくて、実は第1次の総合計画の後期基本計画の策定の際から、新病院の開設に合わせて保健施設の整備や組織の機構改革の見直しなどにより、医療、保険、福祉行政の連携強化を図っていくということとともに、新たな保健施設というところから目的として考えられてきたところでもあります。

平成30年度のと時から、実際第2次の総合計画を策定された後から、建設計画というところで、中のほうではそれぞれ保健と、それから福祉と医療と連携した中での組織をつくりながら、それが病院のそばで一体となって、連携や、それから情報共有が密に行われるような形、それから併せて地域包括支援センターの分室がさわうち病院内にあることから、介護の分野でも連携強化、それから機能が上がるということを考えられたということで、そのことを目的にして、保健センターの設置につきまして目的を持って建設について進められてきたところになります。

まず、その建設計画というのが、場所だとかということでのご質問等もありましたけれども、それにつきましてはさわうち病院の周辺が望ましいのではないかと考えているところになります。

議長 刈田敏君。

1 番 病院のそばということは、かなり利便性が高いのかなと思いますけれども、ここで財政が、お金が大変だと言っている中では、未利用施設等の有効活用というのが、今日もそういう話もありましたけれども、近くて、その周辺であれば消防署とか、それからちょっと離れれば沢内バーデンとか、その辺りも視野に入れながら、何とか意見として、そこら辺は盛り込んでいただければと思います。

いずれこれまでの様々な建設事業ですが、準備がかなりせば詰まってから計画がいきなり来るから、当初の考えとまたがらっと変わってくるパターンが多いので、そういうこと

にならないように、まして今度コロナ禍の中で様々な要因も来る、それから人口減少がさらに進んでいく中では、そういうことを加味しながら早めの対応というのが必要なのだろうと思います。実際まだ名前だけで、名前というか、やる方向だけで、何も決まっていないということです、意見として申し上げておきたいと思います。

次に移ります。公共温泉施設についてであります。今回6月議会の最後の質問となりますけれども、行政改革については中期財政計画において進めていくことがさらに重要であるということは確認したところでありますし、今後予定されている保健センターについてはこれからだということでもあります。

そこで、温泉施設については現在進行中というところで質問したいと思っておりますけれども、公共温泉施設の今後の方向性及び令和3年度の取組について何うもので、売却公募対象施設の状況についてをお伺いいたします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、ご質問について私からお答えさせていただきます。

昨年の11月に行われた議会政策研究会や今年2月の議会全員協議会において報告したことで重複することになりますが、昨年度公募いたしました対象施設につきましては、応募者がいなかったことから、地元地区への譲渡や地元運営について昨年11月に説明会を開催いたしました。その後、譲渡については、全ての地区において対応は困難であるといった旨の回答があったことから、地元運営について協議団体の推薦を受けており、それらの施設については現在協議を行っているところでございます。

施設ごとでは、公募対象施設になったのは7施設あるわけですが、施設ごととしては、砂ゆっこは今後も誘客が見込める施設であり、東北初の砂湯として観光PRができ、またほかの施設に比べ、赤字幅についても優位性がある

ことから、改めて政策的判断として、当面の間町が運営を継続することといたしました。

また、安全性に支障のあるオアシス館は既に休業しておりますし、不同沈下の影響により建物に傾きがあり、温泉の湧出量も限界となっている穴ゆっこについては、令和3年度をもって営業を終了することとしております。

老人憩いの家、ふれあいゆう星館は、温泉施設以外の活用について各所管課において進めていくこととしております。

その他、丑の湯、真昼温泉及びゆう林館は、地元運営について現在継続して協議を行っているところでございます。

議長 刈田敏君。

1番 協議の期限は7月いっぱい頃だったと思っておりますけれども、その辺の進め方について確認したいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 全体のスケジュールにつきましては、今年の2月の議会全員協議会でこれもお話をしておるところでございました。地元協議として、丑の湯、真昼温泉、ゆう林館について現在行っているところでございますが、おおむねとして今年の8月まで地元団体との運営協議を行っていくという予定でございまして、その後令和4年4月からの運営ということになればというお話でございまして、指定管理者の決定の取扱い、公募といいたしでしょうか、決定と、例規の整備などの状況、条例の改正などもありますし、それから次年度予算の編成について協議も必要になってきますので、一応予定としては8月いっぱいまでの運営協議を一つのラインと。それから、12月いっぱいまでを、先ほど言ったように指定管理者の決定や例規整備、予算協議と。事務引継につきましては、1月から行っていきたいというのがおおむねのスケジュールでございます。ただ、協議次第でそれは状況変わりますので、何とか年度内に運営移譲ができるような形を取りたいというふうに現在考えて

いるところでございます。

議長 刈田敏君。

1 番 やはりこれ時間をかけると、経費と仕事量もかなり増えるので、計画的にできるのであれば、その内容を詰めていく。できないのであれば、そこで廃止するというような形のものは、ここまで来たのですからきちっと判断する状況にあるのだらうと思います。

そこで、未売却施設における温泉施設以外の活用について、協議はどの程度進んでいるのか、また活用についてはどのようなことを想定されているのか、その点をお伺いいたします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 先ほど現在地元協議をしている状況の施設についてお答えをしたところでございますが、地元譲渡や地元運営について推薦団体がなかった施設については、町において今後ほかの事業転用や売却、または廃止について進めていくこととなります。これが現在のところ、老人憩の家とふれあいゆう星館になるわけですが、本年1月におきましては、既に施設所管課以外での活用についても案を募ったところでございますが、活用策はなく、今後は施設所管課ごとに温泉施設以外の活用による売却であるとか、または廃止などを進めてまいるといことになっておるところでございます。

議長 刈田敏君。

1 番 温泉施設以外の使用、その辺もこれから協議していくということですか。

すみません。温泉施設以外に施設を使用するある程度の予測されるような使い方等あると思うのですが、それについてもこれから協議していくということですか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 現在温泉施設をそもそも継続するためにといったことで、民間の活力をお借りしてやりたいということで公募を行ってきたと。結果、応募者がなかったと。その中で、今度は地元譲渡するというのが当初のスタイルでし

たので、その譲渡はいかがかということをお皆さんに問いかけたところ、譲渡に関してはどの地域も、それは困るといったことでしたので、今度は町が所有の中で運営について協力できないかということをお皆さんにお話をし、それであれば協力できるかもしれないので、協議をしたと言われたのが3団体であったと、それが真昼温泉とゆう林館と丑の湯です。それ以外の施設については、今年の3月に条例の廃止を行った施設が2施設ございまして、この2施設に関しては温泉以外の活用といいたししょうか、温泉を取り払った形での売却を進めていく状況になってございます。その状況については、今各課ごとに進めておる状況でございます。現在観光商工課で所管している施設については、まだ温泉の中で進めていくということで進めておりましたので、それ以外の施設については改めて答弁することも可能だと思いますけれども。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、健康福祉課からは巢郷の老人憩の家の状況についてお答えします。

巢郷老人憩の家につきましては、観光商工課長のほうからもお話がありました、3月の定例議会において条例を廃止しまして、現在温泉施設以外での施設の有効活用を図るため、民間への売却に向けたスケジュールを作成しまして、計画に沿って進めているところです。

施設の売却については、広報西和賀と町のホームページに公募期間を5月10日から6月25日までとして掲載をしております、公募してはおります。現在のところ、問合せや応募についてはない状況になります。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、私からふれあいゆう星館の状況についてお答えいたします。

ふれあいゆう星館についても、老人憩の家同様に3月定例議会において条例を廃止し、温泉施設以外での施設の有効活用を図るため、現在は民間への売却に向け、売却価格等の再検討を

行っているところであり、今後公募等売却事務を進めていくこととしております。

議長 刈田敏君。

1 番 確認しておきます。そうすると、今の2施設に関しては温泉はストップということでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 巢郷老人憩の家につきましては、現在1月から送湯、源泉から送湯されてくる、管のスケール等によって湯の量が少ない状況でありますけれども、現在お湯を毎日引いておりますので、温泉についての利用は今のところは、温泉の利用というか、温泉は今のところ来ている状況にありますし、現在もお風呂だとかの清掃などの管理に週3回ほど行っているような状況であります。

温泉の施設以外での有効活用ということで売却を予定しておりますけれども、施設を購入された方が温泉についてどのような活用になるかということもありますので、一応は今のところ温泉についても引き続き管理をしているような状況になります。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 ふれあいゆう星館につきましても同様で、温泉という条件を外して公募することにしますので、これについては応募する方が温泉として使いたいということであれば別ですが、その部分については、こちらとしては温泉としてという部分では今後運営していかないということになります。

議長 刈田敏君。

1 番 これ維持費はどのような形で、決まるまでは町が維持していくということになるわけですか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 巢郷老人憩の家につきましては、一応町、健康福祉課のほうで管理をしております、管理費等につきましては健康福祉課の予算で見ている、計上して、それぞれ電気料等の管

理の費用を支払っている状況にあります。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 ゆう星館も、健康福祉課と同様でございます。

議長 刈田敏君。

1 番 最後の質問に移ります。オアシス館の今後の在り方について伺うものですが、町には維持経費を払っている、新たに使用できるものだと思いますけれども、そういう施設がかなりある中で、やはり財政的な負担があるのではないかと予測するわけですが、オアシス館についてですが、峠山パークランドオアシス館、リゾート施設整備事業ということで平成9年に設置したと。新たに劣化を改善するには5億5,700万もかかるということであり、現状の状態では維持が無理だということで、これが令和3年2月の全員協議会では。そうしたら、峠山パークランドオアシス館を今後どのようにしていくのか、どういう考えを持っているのか、その点をお伺いいたします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 峠山パークランドにあるオアシス館についてといったことで、利用者の安全性に支障があることから現在休業している状況でございます。議員おっしゃるとおり、令和元年に作成した施設個別計画において調査したところ、大規模改修には多額の経費がかかることから、今後廃止する方向で考えていきたいというふうに考えております。

なお、峠山パークランド条例につきましては、オアシス館も含む多目的広場ですとか、そういったものが一体となった条例になっておりまして、施設の取壊しであるものと、あと多目的広場の活用についてはまたちょっと別なお話になりますので、町のほうとすれば、現在はハイウェイオアシスとして高速道路にある、憩いの場としてある設定になっておりますので、多目的広場につきましては継続して運営をしていきながら、高速道路、NEXCOとの協議の中でハ

イウエイオアシスを継続していただきたいという考え方でございます。

議長 刈田敏君。

1 番 当初あそこは、その当時、素晴らしいところだということで、今もそうだと思うのですが、そういう環境の中で建設して、ある程度の年数の中ではかなりよかったのだろうと思うのですが、ここに来て、これ以上動かないとなったときに、あのまま放置という考え方はあれですが、やっぱりそこはきちっとやらないと、オアシス、パークランドということの全体だと思います。これは、峠山全体、峠山の地区、地区というか、一部ではなくて、西和賀町全体の観光にもつながると思うので、そういうところをきちっとシミュレーションしていかないと、見た目もすごくよくない建物が西和賀は多いです。そういうところをやらないで、新たに新しい事業、それ受けはいいですよ。やっぱりしっかりと最後まで責任を持ってやるぐらいの計画でないと、そういう負の財産を後世に残していけないと思いますので。ただ、あそこのエリアというのは非常にいい環境だと思います。その辺もうまく考えながら進めていただきたいと思いますが、繰り返しますが、あのまま朽ち果てるようなものにはしないように協議していただきたいと思ひますし、耳取地区ではスマートインター等の要望も出ていますので、あそこがいろんな形で、新たな西和賀のいろんな面の将来的に有効に活用できることもあると思います。そういう面を踏まえながら、かわまちづくり事業プラス峠山とか、いろんなそういうのも出てくると思ひますが、単品でやらないで、計画的な町全体としての観光、リゾートというか、そういうことも盛り込みながら進めていただきたいと思ひます。壊れたから、もうどうしようもないからこれはやめますでは、それは誰でもできるのです。行政は、きちりその辺を責任を持って進めていただきたいということを申し上げ

げまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

(何事かの声)

1 番 何ですか。

(何事かの声)

1 番 要りません。

議長 以上で刈田敏君の一般質問を終結いたします。

これをもって本日の一般質問を終わります。

なお、明日の一般質問は4人を予定していますので、よろしくお願ひいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって本日は散会いたします。ご苦勞さまでございました。

午後 2時41分 散 会